

産業建設常任委員会会議録

令和5年3月10日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	児玉悦朗	副委員長	成田哲男
委員	田村富男	委員	倉岡誠
委員	丸岡孝文	委員	笹本真司

欠席委員（0名）

事務局出席職員

書記 小田嶋真人

説明のため出席した者の職氏名

産業部長	佐藤康司	建設部長	中村修
産業部次長 兼 産業活力課長	阿部正幸	農業振興課長	関本和人
農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長	佐藤寛	農業振興課政策監 兼 ブランド作物推進班長	阿部卓也
農地林務課長	北方康博	産業活力課政策監 兼 観光交流班長	黒澤香澄
産業活力課政策監 兼 産業戦略班長	成田靖浩	都市整備課長	田口和宏
上下水道課長	大森誠	上下水道課技術監 兼 上下水道班長	金澤光浩
農業委員会事務局長	山崎孝人	農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長	関尚人
農地林務課主幹 兼 農地整備班長	柳舘秀人	都市整備課主幹 兼 道路河川班長	目時浩英
都市整備課主幹 兼 建築住宅班長	小野寺裕一	農業委員会事務局主幹	阿部友美範
農業振興課副主幹	田村めぐみ	農業振興課副主幹	齊藤美奈子
農地林務課副主幹	鈴木和明	農地林務課副主幹	青山真
農地林務課副主幹	熊谷純明	産業活力課副主幹	鎌田学
都市整備課副主幹 兼 計画管理班長	土舘広人	都市整備課副主幹	村木進悟
上下水道課副主幹 兼 管理班長	美濃山伸也		

午前 10 時 02 分 開会

【開 会】

○児玉委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○児玉委員長 最初に私の挨拶であります。案件も多いということで、なるべくスムーズに進めたいと思います。今日が最後の委員会ということで、次回の委員会からはまたメンバーが替わることになります。どうぞ今日はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは始めたいと思います。

本日の会議は、去る 2 月 28 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 12 件及び陳情 2 件並びに継続審査としていた陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで委員及び職員の皆様にお願ひしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願ひます。発言終了後はマイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

委員長の許可がない発言につきましては、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださいますようお願いいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいります。

【所管事項の報告について】

○児玉委員長 初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後に、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。それでは順次報告願ひます。産業部長。

○佐藤産業部長 おはようございます。

初めに産業部の所管事項をご報告申し上げます。

3 ページをお願いします。

産業活力課関係の 1 点目、「企業立地促進条例に基づく指定事業者の指定について」であります。鹿角市企業立地促進条例に定める奨励措置を適用する指定事業者として、株式会社柳澤鉄工所を 3 月 8 日付で指定しており、概要は資料のとおりであります。

同社では、これまで鉄鋼材主体の産業機械分野を主体とした事業展開を行ってまいりましたが、今回導入する新たな設備により、コスト・作業時間の削減に加え、非鉄金属や真ちゅうなどの加工が難しい素材、細かい加工が必要な個人消費者向け製品の開発などが可能になるということです。

今年度の指定事業者は、同社が3件目となっております。

次に2点目、「中滝ふるさと学舎ステップアップ計画について」は、後ほど担当から説明申し上げます。

私からは以上です。

○**児玉委員長** 農業委員会事務局長。

○**山崎農業委員会事務局長** 引き続きまして、農業委員会の所管事項についてご報告申し上げます。

初めに1点目の「農地取得に係る下限面積の廃止について」ですが、農地法において下限面積要件が廃止となることから、鹿角市農業委員会において設定していた農地取得に係る下限面積についても廃止とするものです。

農地法上の廃止理由といたしましては、農業従事者が減少する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するなど、多様な営農等を後押しするためのものであります。

施行日は、改正農地法の施行に合わせ、令和5年4月1日としております。

なお、現在の設定面積については記載のとおりですが、施行日以降、これらの面積要件が廃止となります。

今後の対応についてですが、農地取得を申請する者は、農地法の規定に基づき下記の①から④の要件全てを満たし、農業委員会の許可を得る必要がございます。

次に、「令和4年度遊休農地に関する取り組みについて」ですが、初めに、(1)の農地パトロールについて、今年度は昨年8月26日から9月30日まで、農業委員と推進委員の28名、14班体制により、市内の全農地を対象に利用状況等を調査しております。

取りまとめ結果につきましては、右側に2月28日時点のデータと参考までに令和3年度の実績も併せて記載しております。調査項目につきましては、今年度、Dの非農地をD1非農地の原野とD2非農地の山林に分け調査を行っております。

今年度の調査結果を令和3年度と比べますと、遊休農地と非農地を合わせた合計面積が341.8ヘクタールから375.8ヘクタールと34ヘクタール増加しており、年々、遊休農地等が拡大している状況にあります。

調査後の対応についてであります。B1とB2の遊休農地につきましては、農地法に基づき所有者に対して利用意向調査を実施することとされており、詳しくは次の(2)でご説明いたします。

D2の非農地の山林については、これまで所有者からの非農地申請に対し、現地確認の上、証明書の交付を行ってまいりましたが、今後は国の要請に基づき、法務局や固定資産税部局等と連携した行政主導による地目変更についても進めてまいります。

次に、(2)の農地利用意向調査についてであります。先の農地パトロールで確認された遊休農地の所有者 508 人に対し、郵送により調査を実施しております。

回答区分はA B Cの3区分としており、AとBの111人は、作付または保全管理をした方、残りのC222人は耕作や保全管理を全く行っていなかったものです。全く耕作や保全管理をしなかった方に今後の農地利用について質問した結果、3番の農地中間管理事業を利用した売買又は賃借のあつせんを希望する方が172名と大半であったことから、この情報を農地バンクに連絡するとともに、今後、地域計画の策定に向けた地域での話合いの場において情報を提供するなど、農家間のマッチングや有効な農地利用に向けて生かしてまいりたいと思っております。

なお、未回答者への対応につきましては、今後、委員による戸別訪問を実施することとしており、最終的な取りまとめは年度末を予定しております。

農業委員会からの報告は以上でございます。

○**児玉委員長** 黒澤政策監。

○**黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長** それでは私のほうから、「中滝ふるさと学舎ステップアップ計画の概要について」ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

この構想ですが、今年度、特定非営利活動法人かつのふるさと学舎が主体で計画書としてまとめたものです。市では、中核的観光団体体制強化伴走型支援事業として、内閣府の地域人材ネットに登録の人材を派遣しアドバイザーとして携わっていただき、計画づくりを支援しております。

人材は、NPO法人アーキペラゴ理事長、三井文博氏で、瀬戸内国際芸術祭の立ち上げや、ボランティア組織の設立、地場製品のブランド化などを手掛けてきた方です。

それでは資料の順に説明します。

計画期間であります。指定管理の更新を見据え、令和5年度から令和7年度の3年間としております。

近年は、会員の高齢化や減少等により、活動が停滞気味であること、また、来場者数や売上の減少傾向が問題視されておりました。

こうしたことから、運営体制の見直しや、事業内容の再構築に向けて、本計画を策定したものと報告を受けております。

コンセプトについてですが、「自然の中で癒しを感じ 感性・野生を学び体験する ふるさと森の学び舎」として、豊かな自然環境を生かしつつ、新たな価値を生む体験交流の場を提供することで、五感を刺激し感性を磨き、日常を豊かに育む力が生まれる学び舎として、多様な客層に来訪い

ただける場の提供を目指します。

次のページをお願いします。

3つの基本方針と、それに基づく重点施策、プロジェクトで構成されております。

まず基本方針1「アートでクリエイティブな発想力を高める」として、これまで提供してきた体験メニューを磨き上げ、新たなコンテンツ開発により、田舎暮らしをクリエイイトする力を引き出すことで、五感を研ぎ澄まし、感性豊かな人間としての本質を取り戻す体験の場となるよう、環境整備や企画の提案を目指します。

重点施策とプロジェクトについてですが、次のページをお願いいたします。

重点施策の①「日常を豊かにする力を育む体験の場」として、地域に暮らす人たちの当たり前の生活の一部が、来場者に感動を呼ぶコンテンツであることに気づき、意義を深めることで、魅力的なメニューを再構築し、新たなターゲット層へのアプローチを目指します。

②ですけれども、「クリエイティブな力を育む体験の場」として、SDGsやアートの力を用いて、創造・創作することで、新たなプログラムを開発し、心豊かで上質な暮らしを体現します。

③として「新たな教育体験の場」、自然や癒し、アートなどの体験メニューをプログラム化することで、多様なコース選択につなげ、新たな価値観の創造や、感性豊かな人材育成につながる教育体験の場として、選択肢を増やします。

次のページ、5ページをお願いします。

3つのプロジェクトについてであります。二重丸が新規に取組を開始する年度となります。

1つ目ですが、アートプロジェクトについて、ふるさと森の小さな美術館、壁画アート、伝統・文化アート、ミュージシャンなどによるライブコンサート、アーティストの長期滞在などについて取り組みます。

2つ目、SDGsプロジェクトは、廃材などを活用するキャンドルナイト、食文化の継承、食材の地産地消、エコプロジェクト、地域と観光客の共存共栄、学舎内の内装リノベーションのほか、プールやグラウンドの有効活用について考えていくこととしています。

次のページをお願いします。

3つ目、産業化プロジェクトは、インターンシップの受入れ、DMOと連携した観光ツアーの造成、小坂町と連携し、十和田湖のアクティビティと学舎のケビン棟やキャンプ施設の活用を促す宿泊連携のほか、食や物販の販売、ふるさと納税の商品造成などに取り組みます。

次のページをお願いします。

基本方針2「先生バンク事業の設立により日常を豊かに生きる力を育む」として、新たに「中滝

ふるさと学舎先生バンク」を設立し、地域に暮らす全ての人が、プロフェッショナル人材として活躍できる場を提供するとともに、多種多様な体験メニューを展開することで、外部人材との交流や協力による新たな価値の創出につなげます。

将来的には、あらゆる分野と連携し、社会教育の場として、子供から大人まで、かけがえのない体験を可能とし、生きる力を育むプログラムを構築します。

重点施策とプロジェクトについてですが、次のページをお願いします。

重点施策①「中滝ふるさと学舎体験教室の開催」は、アートを中心とした体験教室「子ども自由芸術美術室」を定期的で開催し、社会教育の場ともなるよう、子供たちの生きる力を見いだす交流拠点を目指します。

②「先生バンク事業の実施」については、地域の人たちが、プロフェッショナル人材として活躍する「中滝ふるさと学舎先生バンク」を設立し、外部人材とも協力することで、講師派遣事業の展開を目指すものです。

次のページをお願いします。

プロジェクトについてですが、1つ目、「ボランティアスタッフ「こぐま隊」育成プロジェクト」は、中滝ふるさと学舎のあらゆる体験メニューやプログラム、イベントなどに協力いただくスタッフを育成するもので、募集から、体制の構築、組織化して、活動の展開を目指してまいります。

2つ目、「情報発信プロジェクト」は、SNSによる情報発信に積極的に取り組むほか、ホームページなどのリニューアルを目指します。

次のページをお願いします。

基本方針3「地域住民と来訪者の多世代交流による学び舎」として、これまでも、田舎暮らしやスローライフを求める都市住民のニーズに応え、自然豊かな場の利点を生かし、癒しや保養などの付加価値を見いだしてきましたが、関係人口の増加につながる機会の創出や、移住者との交流により、多くの方々から愛される学び舎としての発展を目指します。

重点施策についてですが、次のページをお願いします。

重点施策①「地域団体等との連携協力」についてですが、地域に根差した取組を展開する団体等との連携として、NPO法人かづのclassyと連携し、協力体制を構築します。

次のページをお願いします。

②「関係人口の創出」について、これまで説明したとおり、新たなプログラムやプロジェクトを立ち上げますので、これらが関係人口の増加につながる機会と捉え、多くの方々の協力を得て、学舎の取組を盛り上げていきます。

次のページをお願いします。

管理運営体制についてですが、新たな事業を展開する上で、体制についても再構築を図ることとし、各事業の推進に地域おこし協力隊を活用するほか、下段にありますとおり、チーム制を導入し、広報、体験、美化及び環境、企画の4つのチームを編成し、そのチームを支えるボランティアスタッフ「こぐま隊」を育成し、共に取り組む体制を構築してまいります。

説明は以上となります。

○**児玉委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、産業活力課関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 3ページのところの、新しい設備を導入することによって、非鉄金属など個人消費者向けの商品ができるということなんですけれども、具体的にどんな商品を思い浮かべればいいのか教えてください。

○**児玉委員長** 成田政策監。

○**成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長** 個人向け商品は、最近キャンプがブームになっておりますので、たき火台ですとか、テントを留める金具とか、そういったものをつくってきたいということでした。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。丸岡委員。

○**丸岡委員** 中滝関係の質問をさせていただきたいのですけれども、資料の冒頭、先ほど説明があった人の名前とか、こういう人が関わるという部分については、例えば市のホームページとか産業活力課のホームページのどこを見ればそのプロフィールとかこういう人をお願いしてというのが見られるのでしょうか。

○**児玉委員長** 黒澤政策監。

○**黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長** こちらのほうは、総務省の地域人材ネットから人材をアドバイザーとして派遣することとしておりますので、三井文博先生についてはそちらのネットの情報から見ていただきたいと思います。

○**児玉委員長** 丸岡委員。

○**丸岡委員** 市民が興味を持つ、どういう人がプロデュースしたり、いろんなことをするんだというところを、そこにいかなければ見られないんですか。

○**児玉委員長** 黒澤政策監。

○**黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長** この計画をつくって、令和5年度にスタートいたしますので、中滝ふるさと学舎のホームページもリニューアルすることとしております。そちらのホー

ムページに掲載できるか、講師の先生と調整したいと思います。

○児玉委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 資料を見て、私だけが気になるのかもしれませんが、随分「教育」という言葉が出てくるんですけども、これについては産活単独で動かれるのか、それとも今後教育委員会等と協力関係を結んでいろいろやっていくのか、その辺はどのような形になっているのでしょうか。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 こちらのほうは、NPO法人かづのふるさと学舎が主体でつくった計画となっております。教育委員会との連携の部分については、ふるさと学舎の理事の方々からも提案があったことで盛り込まれておりますので、橋渡しとしてこちらのほうで協力してはいきたいと思いますが、今年度すぐにスタートできるかということも含めて協議してまいりたいと思います。

○児玉委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 そうすると、今後についてはふるさと学舎さんと教育委員会とのこともあるけれども、今産活としては橋渡しをする事業計画だというような捉え方でよろしいんですか。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 こちらのほうで、あくまでも中核的観光団体の伴走型支援という事業を活用しておりますので、中滝ふるさと学舎のほうのこれからのこの計画に沿った展開について、いろいろアドバイスを送りながら、引き続き人材の先生にも今後も伴走を支援していただくこととしておりますので、連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○児玉委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 ボランティアスタッフ、「こぐま隊」というふうに名称がついているようですが、これは、ささいなことをお聞きしますが、隊を編成する年齢には制限とかはない、子供から大人まで、お年寄りまでというイメージなんですか。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 細かい内容につきましては、かづのふるさと学舎のほうで今後体制の構築等、詳しく計画をつくっていくと伺っておりますので、そちらのほうを見守りたいと思います。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 同じくふるさと学舎なんですけれども、どんなふうにやっていきたいかというのは分か

ったんですけれども、具体的な、例えば数字的に利用者をこの人数からこの人数くらいまで持っていきたいとか、達成目標的なものがあれば教えてください。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 中滝ふるさと学舎の来場者数ですが、近年 6,000 人台で、横ばい傾向で推移しておりました。NPO法人かづのふるさと学舎のほうで立てている年間目標として、8,000 人台を目指していくと。3年後も 8,000 人から 9,000 人のところを目指してこの取組を進めていくと伺っております。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 あと、新たなターゲット層という言葉も結構出てくるんですけれども、具体的にどんな人を新たに連れてくるというところで追加の二、三千人アップというのを考えているんですか。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 ファミリー層ですとか、あとアート、SDGs のプロジェクトが相当盛り込まれておりますので、関係人口ですとか、そういった部分の増加を目指せるようにしていきたいということです。20代から 50代くらいまでのこれまであまり訪れていなかった層ですとか、そういったところに訴求できるような発信をしていきたいと伺っております。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 この 20代から 50代というのも、首都圏などから十和田湖観光に来た人たちの中での 20代から 50代ということですか。それとも、結構地域に近いところにいる方の 20代から 50代なんですか。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 もちろん、地域の方にも使っていただける施設として運営していくわけですが、関係人口ですので、首都圏などからこちらのほうに応援に来たいといった方々も、NPO法人かづの c l a s s y 等と連携体制を構築しながら来訪者を増やしていきたいと伺っています。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 最後に、地域おこし協力隊の方 1 人は、この計画においてどんな役割を担っていくのか教えてください。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 この計画とか、プロジェクト、新たな体験プログラムの部分を主に担っていただきたいと思っております。情報発信部分とか、あとアートやSDGsの

プロジェクトの立ち上げなどのところに主に携わっていただくことを想定しております。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。丸岡委員。

○**丸岡委員** すみません、先ほど聞き漏らしました。

中滝の収容人数なんですけれども、最大どれくらい収容できるということでプロジェクトが動いておられるのでしょうか。

○**児玉委員長** 黒澤政策監。

○**黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長** ケビン棟ですと4人から6人の使用で3部屋ございますので、宿泊についてはその部分と、あとキャンプについて、キャンプの貸出しテントが10張ほどありますので、それを使って活動できる人数。

あとは、これまでの体験メニューの推移を見ますと、学校単位、1クラス当たり30人掛ける2クラスとか、そういった60人から80人くらいの対応をしてきたと認識しております。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、農業委員会関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○**田村委員** ちょっと確認です。

資料の中での2の(1)のD「非農地(再生不可能)」の部分から、(2)のC……その前に、Bの「保全管理のみを行った」28.8%、実際これくらいいたんですか。

○**児玉委員長** 阿部主幹。

○**阿部農業委員会事務局主幹** この28%については、農地パトロールの委員さんたちが回っていただいた結果、その段階では、回った時期において「非農地候補ではないか」ということでリストアップされたものです。あと、お手紙を差し上げて確認したところ、「やっていましたよ」と確認が取れたのが28%あったということです。

○**児玉委員長** 田村委員。

○**田村委員** 非農地候補のほうが大きいなと思って今見ていましたけれども、Cの3番「農地中間管理事業を利用して、売買又は賃借のあっせんを希望します」が172人おりますが、果たしてこれはこのとおりいくと思っていますか。

○**児玉委員長** 阿部主幹。

○**阿部農業委員会事務局主幹** 最終的に中間管理事業、農地バンクのほうに協議を申し入れることになります。こういった農地バンクの受入れに関しては、中間管理事業規定において受入基準が示

されています。

内容としては、やっぱり農地として利用することが本当に難しい場合、または、圃場整備が未実施で面積が小さい、また機械が入れない、進入路がない、営農に関する水路がないといったような基準が設定されておりますので、こちらから協議を申し入れた上で、向こうから精査していただいて受入れできるもの、できないものというのを順次精査していく形になっています。

○**児玉委員長** 田村委員。

○**田村委員** そのとおりだと思います。それで、結局これも(1)のDの数字がこれからますます増えてくると思うんですよ。そうした場合、さっき話をしていた地目変更の、県とか国の指導の下に地目変更していかなければならないという部分がありますが、それは急いでやっていったほうがいいなということと、やっぱり地目変更、面積でなく一筆幾らという経費がかかるわけですね。その辺も国の指導とかとなれば、国がその費用を見るとかということはあるのでしょうか。

○**児玉委員長** 阿部主幹。

○**阿部農業委員会事務局主幹** 再生不可能な原野及び山林、特に山林については新しく法律が制定されて地目変更を進めるという話ではなくて、既存の法律をうまく活用して、地方公共団体が法務局に掛け合って地目変更を進めるという協議が、鹿角市においては昨年度成り立っております。ただ、その際、現地確認写真を添付してくれという要望を出されておりますので、それが済み次第、その書類がそろい次第、随時進めていきたいと考えております。

また、山林以外の原野関係につきましては、その都度個人の方からの申請を受け付けておりますので、その際は通常の総会に諮る形で現地確認をして、農地から外していきたいと考えております。

ただ、ボリュームがかなりあります。中山間地だったり沢の昔の農地だったり。たまに山の上に畑があったりなどいろいろありますので、現地が確認できる状態になりましたら随時進めていきたいと考えております。

○**児玉委員長** 田村委員。

○**田村委員** それで、それにかかる経費の問題。

○**児玉委員長** 阿部主幹。

○**阿部農業委員会事務局主幹** 基本的に地目変更に関しましては、経費そのものは本人申請であってもかからないことになっております。「かからない」の声あり) かからないです。所有権移転や分筆とか面積変更と違い、あくまで地目変更関係に関しましては、個人申請及び公共申請においても経費そのものはかからない形になっております。

○**児玉委員長** 山崎事務局長。

○山崎農業委員会事務局長 補足なんですけれども、実際我々のほうで地目変更しようとしても、相続が終わっていない方、また共有地の場合などについては、また別の作業が当然関わってくるものですから、そのような端的にいかない場合については、それぞれまたお願いするような形になるかと思います。今我々ができるのは、あくまでも現在の所有者に対して、地目が合わなかったことに対しての変更登記ということですので、その辺は何かご理解いただきたいと思います。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 農業委員会の1番ですけれども、下限面積の廃止について、理由——私はちょっと詳しくないので申し訳ないんですが、10アール以下の、例えば売渡しとかは今までできていなかったもので撤廃するという事なんですか。それで、そういう農地というのは結構あるということでこれを撤廃されるということなんですか。

○児玉委員長 阿部主幹。

○阿部農業委員会事務局主幹 できていなかったというよりも、ある程度の継続営農を目指すという意味で、農家の経営をある程度拡大していきたいということが前提にあったと考えております。ですので、農家として経営をやっていく上で、ある程度の規模の面積を確保していただきたいと、そういう経営をしていっていただきたいということから始まった下限面積の制限だと。

ちなみに、全国の基準としては5,000平米、鹿角市では一時期3,000平米、さらに今の1,000平米に下げた経緯がございます。

以上です。

○児玉委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 聞きたかったのが、今まで例えばこの土地はこの半分、5アールしかない。これをどこかに譲るとかということができなかったので撤廃するという事ではないということなんですか。

○児玉委員長 阿部主幹。

○阿部農業委員会事務局主幹 はい、そのとおりです。

○児玉委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 そうすると、今までも売渡しとかできていたのにまた面積を撤廃すると。(「それ、前は3,000平米と言ったけれども……」の声あり)

○児玉委員長 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前 10 時 38 分 再開

○児玉委員長 再開します。

丸岡委員。

○丸岡委員 今回の田村委員のご助言で理解できました。要は、農業資格というか、そういう面のお話だということなんですね。すみません、失礼しました。

○丸岡委員 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 5 ページの農地パトロールの結果のところの表の読み方についてちょっと教えていただきたいんですけども、令和 4 年度においては B2 のところがほぼ倍増していて、これはいきなり B2 のところが増えたというふうに考えるべきなのか、それとも令和 3 年度のところの B1 のものが自己再生じゃなくて機械再生可能というところに入って、令和 4 年度のところの B1 というのは新たにまた認定されたものが入ってきたというような読み方をすればいいのでしょうか。

○児玉委員長 阿部主幹。

○阿部農業委員会事務局主幹 新たに認定されたという形の認識で問題ございません。

令和 3 年度途中において、調査制度が遊休農地調査及び荒廃農地調査が統合されました。その際、それぞれの調査結果を集積して調査することが難しかったことから、令和 3 年度の結果はそのままの調査となっております。ただ、令和 4 年度の調査においては、それを統合し、それぞれの調査で見つけられなかったものをさらに確認するという指示を出して、委員の方々に回っていただいております。

結果として、これまで調査しきれなかったことが確認できたという認識で間違いございません。ただ、全くの新規という形で今回認定したのは、この 375 ヘクタールの中で、今年度中に既に非農地として処理しているものが 2 ヘクタールほどあります。なので、それを含めて新たに含まれたのが約 36 ヘクタールほど、この調査対象として拾った形になります。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 (1) 付託事件の審査について

○児玉委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 17 号「鹿角市企業立地促進条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 議案の 60 ページをお願いいたします。

議案第 17 号「鹿角市企業立地促進条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、本条例では、これまで、新たな企業の立地と既存企業の事業高度化を奨励措置の対象としてまいりましたが、今回その対象に既存企業の新分野進出の取組も対象とし、地域産業の活性化を促進するため、条例を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容であります。第 2 条はこの条例で使用する用語の定義に関する規定であります。企業を定義する第 1 号に、第 6 号として追加する新分野進出の場合は、これから対象業種となる事業を営もうとする企業も含むとの規定を加えます。

同じ条の第 5 号の改正は、この条例の他の規定ぶりに合わせ、用語を「企業」に統一するものです。

第 6 号は、今回奨励措置の対象として加える新分野進出を定義するもので、「日本標準産業分類の小分類において、企業の主たる事業が属する産業分類以外の事業であって、かつ、規則で定める製造業、情報サービス業、新産業に属する事業に新規参入することにより、企業の成長及び発展を図ることをいう」と定めます。

第 3 条は指定事業者の指定要件に関する規定ですが、第 2 項において、企業を指定事業者に指定する際の新規雇用従業員の増加人数の特例、緩和ですが、この対象に、新分野進出に該当するものと認める場合を追加するほか、文言の整理を行うものです。

次の 62 ページをお願いします。

最後、附則であります。この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上です。

○児玉委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 新分野進出ということに対して、例えば A 社、B 社があつて、B 社がもう廃業しますというときに、その B 社の部分をそのまま A 社に組み込むような感じになると、結果的には A 社に新しい部門ができたという感じにもなると思うんですけども、そういったものも想定しているものなんですか。

○児玉委員長 成田政策監。

○成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長 この企業立地助成金は、基本的に設備投資に対する助成になりますので、笹本委員がおっしゃるような形が設備投資に該当するのであれば、それは該当

になると思います。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 17 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 18 号「鹿角市中滝ふるさと学舎条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 引き続き、63 ページをお願いいたします。

議案第 18 号「鹿角市中滝ふるさと学舎条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、中滝ふるさと学舎の事業の充実を図るための原資にできるよう、ケビン棟に係る利用料金の上限額を改定する等のため、条例を改正するものであります。

次の 64 ページをお願いいたします。

改正の内容であります。中滝ふるさと学舎の有料施設及び設備器具等の利用料金の上限額を定めた別表 2 におきまして、第 2 号ケビン棟の利用料金の上限額の表中、宿泊 1 室当たり 6,500 円を 8,000 円に改め、暖房利用 1 室当たり 1,230 円を 1,500 円に改めます。

また、第 5 号設備器具等の利用料金の上限額の表中、ケビン棟の掛敷毛布等 1 セットの上限額 1,030 円を 2,000 円に改めます。

ケビン棟の料金につきましては、近傍の同種の施設の料金と同等程度に引き上げるもので、掛敷毛布等につきましては燃料費やクリーニング費の上昇に対応するものであります。

次の 65 ページをお願いいたします。

同じく別表 2 の備考欄の改正は、文言の修正であります。

附則としまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上であります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 結構根本的な話なんですけれども、この上限額というものを設ける意味というのはいくらあるのかなど。細かく変えていくことにはなるんでしょうけれども、細かく見直していく意味というのはいくらあるのかなど。細かく変えていくことにはなるんでしょうけれども、細かく見直していく意味というのはいくらあるのかなど。

例えばですけれども、もう1万円とか1万5,000円くらいまで思い切って、ある程度裁量——土日のほうが需要が多かったりとかいろいろあるので、なんか、逆にそんなに、もう少し緩和してもいいんじゃないのかなと思うんですが、教えてください。

○**児玉委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 利用料金の上限額につきましては、特に指定管理施設で、その指定管理者の裁量に任せるべきところは、ある程度余裕を持ってすべきだとは思いますが、一方であまり高くしますと、市長が承認する制度がありますけれども、教育的な機能も持っている施設でもありますので、そこは今回指定管理者と相談する中で、特に上限としてももう少し上げてほしいということもありませんでしたので、今回指定管理者において徴収しようとしている額を上限額として設定しました。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第19号「鹿角市道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口課長。

○**田口都市整備課長** 66ページをお願いします。

議案第19号「鹿角市道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。

提案理由は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料を改定するため、条例を改正するものであります。

次のページをお願いします。

鹿角市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）であります。

今回の改正であります。道路占用料の額については、地価水準の変動等を反映し、適正なものとなるよう適宜見直しを行っておりますが、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動を反映した額とするため道路法施行令が改正され、この内容に合わせた改正を行うものであります。

別表は、占用物件ごとに占用料の額を定めておりますが、今回の改正は占用料の金額部分の改定であります。

第1種電柱は1本につき1年380円から430円に改めます。

以下、75ページまで、表記載のとおり改定するものであります。

75ページをお願いします。

附則であります。この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、経過措置として、施行日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** この条例の変更を適用することによって、適用前と適用後で幾らくらい市の収入が増えるのでしょうか。

○**児玉委員長** 土館副主幹。

○**土館都市整備課副主幹 兼 計画管理班長** 今年度ベースの占用料については698万円ほどを見込んでおりますが、占用料を改定することによって、約100万円ほど上がる見通しとなっております。

以上です。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第20号「鹿角市営住宅条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口課長。

○田口都市整備課長 76 ページをお願いします。

議案第 20 号「鹿角市営住宅条例の一部改正について」であります。

提案理由は、毛馬内住宅の建設に伴う共同施設の設置及び旧毛馬内住宅ほか 2 住宅を廃止する等のため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市営住宅条例の一部を改正する条例（案）であります。

今回の改正は、建設中の毛馬内住宅において、新たに整備した共同施設を追加するほか、令和 5 年度解体予定の松山住宅、旧毛馬内住宅及び浜田住宅の 3 住宅団地について、今年度末をもって用途廃止することに伴い、関連条項等の削除、修正を行うものです。

また、入居者の公募を行う際の方法の 1 つとして、時世を考慮して市のホームページを追加するものです。

第 1 条では、単独市営住宅である浜田住宅の用途廃止に伴い、「単独市営住宅」の区分が不要となるため、表記部分を削除し、文言を整理します。

以下、第 2 条から 82 ページの第 38 条までのうち、計 14 条において、条文中の「単独市営住宅」の表記部分及び「単独市営住宅」に係る条項等について削除し、文言を整理します。

78 ページをお願いします。

第 4 条は、入居者の公募の方法の規定ですが、第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に第 2 号として「市のホームページ」を追加します。

82 ページをお願いします。

別表は、市営住宅等の設置について規定しておりますが、次のページに移りまして、松山住宅、旧毛馬内住宅の用途廃止に伴い、「1 市営住宅」中の「松山住宅」、旧「毛馬内住宅」の項を削除します。

また、浜田住宅の用途廃止に伴い、別表のうち「2 単独市営住宅」の項目を削除し、以下番号を繰り上げます。

共同施設ですが、次のページに移りまして、旧毛馬内住宅の用途廃止に伴い、旧「毛馬内住宅集会所」の項を削除し、新毛馬内住宅の新たな共同施設として、「毛馬内住宅集会所」及び「毛馬内住宅広場」の項を追加します。

附則であります。この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は公布の日から、別表の 4 共同施設の改正規定は公布の日から

起算して1月を超えない範囲とします。

以上で説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第21号「鹿角市公共下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 続きまして、85ページの議案第21号をお願いいたします。

「鹿角市公共下水道条例の一部改正について」であります。

本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由であります。公共下水道事業は地方公営企業法に基づき原則独立採算での運営が求められておりますが、本市では事業運営に不足する資金を一般会計からの基準外の繰入金で賄われてきましたが、適正な受益者負担での運営を目指す観点から、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正では、別表の使用料の改定に合わせ、引用する法令等の改正等による条ずれのほか、字句や文言の言い回しの整理なども併せて行うものであります。

第2条の2では、引用する下水道法の条項を「第25条の30」に改めます。

第4条第4項では表中の「200平方メートル」を「200平方メートル未満」に、次のページをお願いいたします。第8条第1項第4号の「以下」を「未満」へそれぞれ改めます。

第10条第1項中「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」に改め、次のページの同項第42号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に、「第37号」を「第38号」に改め、同号を同項第43号とし、同項中第41号を第42号とし、前のページに戻っていただき、第27号から第41号

までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に「第27号 1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下」を加えます。

次のページをお願いいたします。

第2項中「前項の各号」を「前項各号」に改めます。

第17条第2項第5号中、次のページに移っていただき、「前1号から3号」を「第1号から第3号」に改めます。

第22条は、公共下水道施設に対する占用手続の規定であります。施設に終末処理場を追加するため、下線部を改正案のとおり改めます。

第22条の2第1項中「第17条の3」を「第17条の2第2号」に改めます。

次のページをお願いいたします。

第22条の4第1項第7号中「者」を「もの」に改め、同条第6項中「(昭和60年鹿角市条例第23号)」を削ります。

第23条第3項中「申請者」を「使用者」に改めます。

次のページをお願いいたします。

第17条関係の別表中、基本料金の1,650円を1,915円に、超過使用料金の176円を205円に、187円を220円に、198円を235円に、次のページをお願いいたします。209円を250円に改め、同表公衆浴場汚水の項及び温泉汚水の項中、110円を195円に改めます。

附則ですが、この条例の施行期日は令和5年8月1日といたしますが、使用料改定に関わらない改正につきましては、施行日は公布の日といたします。

なお、経過措置として、改正後の使用料は令和5年10月請求分として徴収する使用料から適用し、令和5年9月以前請求分として徴収する使用料につきまして、従前の例とするものです。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 語句の使い方について教えていただきたいんですけども、まず86ページのところで、「200平方メートル未満」と「未満」をつけた意味というのはどこにあるのかなというところと、87ページのところも、「以下」だったところを「未満」とした意味ですね。

あと、その下のところの「ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下」というのを付け加えたのは、これは法令上の基準の変更に伴うものなんではないでしょうか。教えてください。

○**児玉委員長** 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 この「未満」と「以下」の使い分けですが、これは上位法令である下水道法であったり、下水道法施行令のほうでそのように示しているため、今回併せて見直しするものです。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 あと、ちょっと教えていただきたいんですけども、92 ページのところの「公衆浴場汚水」と「温泉汚水」のところに関しては、なんか上がっている率が高いなと思うんですけども、ここの上げ幅がほかよりも少し高い理由はどこにあるんでしょうか。

○児玉委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 まず、上げ幅が大きいのではというところなんですけど、通常の一般汚水について、これまで1立米当たりになると最低でも165円から今回の改正で191.5円となりますので、ここの公衆浴場汚水や温泉汚水も、あえて優遇措置を設けずに必要な経費としていただきたいということで、今回同等の195円ということで改めております。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

○

午前11時14分 再開

○児玉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第22号「鹿角市農業集落排水施設に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○大森上下水道課長 続きまして、93 ページの議案第 22 号をお願いいたします。

「鹿角市農業集落排水施設に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出、鹿角市長。

提案理由ですが、農業集落排水事業の健全な事業運営を図るため、適正な負担の観点から農業集落排水施設の使用料の改定を行う必要があることから、鹿角市公共下水道条例の改正に合わせ、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

別表第 2 の一般家庭及び事業所の基本料を 2,189 円から 16.0%増の 2,540 円に、同じく、人員割料の 616 円を 16.0%増の 715 円にそれぞれ改めるものです。

附則ですが、この条例の施行期日は令和 5 年 9 月 1 日とするものですが、経過措置として、改正後の使用料は令和 5 年 10 月請求分として徴収する使用料から適用し、令和 5 年 9 月以前の請求分として徴収する使用料につきましては、従前の使用料とするものです。

以上で議案第 22 号の説明を終わります。

○児玉委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 22 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 23 号「令和 4 年度鹿角市一般会計補正予算（第 16 号）中、歳出 4 款 1 項 3 目環境衛生費、3 項上水道費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。大森課長。

○大森上下水道課長 議案第 23 号「令和 4 年度鹿角市一般会計補正予算（第 16 号）」について説明いたします。

補正予算書の 23 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 3 目環境衛生費のコード 0505「合併処理浄化槽整備事業」500 万 4,000 円の減額につきましては、実績見込みによるものです。

次のページをお願いいたします。

同じく 3 項 1 目上水道費のコード 0110「非公営小規模水道等施設整備事業」の「非公営小規模水道等施設災害復旧事業費補助金 150 万 8,000 円の減額につきましても、実績見込みによるものです。

4 款につきましては以上です。

○児玉委員長 山崎事務局長。

○山崎農業委員会事務局長 引き続きまして、6 款の農林水産業費でございます。

同じく 24 ページ下段の、1 項 1 目の農業委員会費であります。コード 0101 の「委員報酬」の増額は、農地集積活動等に対する交付決定の確定によるものであります。

「地図データ補正業務委託料」については、入札実績による減額であります。

以下の旅費の減額につきましては、コロナウイルスの感染拡大により予定されていた大会等が中止となったことなどによる減額でございます。

1 項 1 目については以上です。

○児玉委員長 関本課長。

○関本農業振興課長 25 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目農業振興費のコード 0275「農業生産被害防止対策推進事業費補助金」の 28 万 1,000 円の減額から、6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0330「農地集積協力金」の 476 万 8,000 円の減額までは、いずれも補助事業の実績に伴う減額であります。

次のコード 0375「米生産低コスト技術等導入支援事業費補助金」4,937 万 5,000 円ですが、スマート技術などを活用した省力化や低コスト化に必要な機械や設備の導入に対する県の補助事業で、自動操舵システム搭載のトラクターやコンバイン、密苗対応田植機など 8 件に対する補助金であります。県の 12 月議会補正予算に対応するもので、繰越明許費を設定し、来年度に事業の繰越しを予定しております。

次のコード 0385「米品質向上支援事業費補助金」1,267 万円の減額ですが、県の補助事業採択の

実績に伴う減額であります。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 引き続き、農地林務課関係でございますが、同じく 25 ページ、10 目農地費のコード 0203「多面的機能支払交付金」445 万 1,000 円の減額であります。活動実績による減額でございます。

その下、「遊休農地再生利用事業補助金」の 108 万 2,000 円の減額であります。本年度予定した箇所が 8 月豪雨により被災したため、事業実施を見送ったことによる減額でございます。

その下、「農業水利施設整備事業」の 360 万円の増額であります。国の補正予算に伴い増額するものでございます。

26 ページをお願いいたします。

2 目林業振興費、コード 0206「植樹祭開催事業」の委託料 77 万円の減額は、入札実績による減額でございます。

「林内路網整備事業」の補助金 200 万円の減額につきましては、本年度実施予定箇所が 8 月豪雨による作業道被災等により、事業実施を見送ったことによる減額でございます。

6 款につきましては以上でございます。

○児玉委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 続きまして、産業活力課関係についてご説明いたします。

同じ 26 ページ、7 款 1 項 2 目商工振興費のコード 0207「燃料高騰緊急支援事業」931 万 3,000 円の減額ですが、トラック運送事業者が燃料の高騰を価格転嫁できるまでの間、当面の掛かりました燃料費の一部を、トラックの重量や運行距離に応じて支援したものです。実績により減額するものであります。

その下のコード 0210「企業立地促進事業」の 5 万円の増額は、2 社の設備導入費用に対する実績ですが、増額と減額を相殺した額を増額するものです。

コード 0255「事業継続支援事業」862 万 3,000 円の減額は、コロナの第 6 波により昨年の卒業式、送別会の時期に売上げが減少した飲食関連事業者を対象に交付した事業継続支援金ですが、実績により減額するものであります。

7 款につきましては以上です。

○児玉委員長 田口課長。

○田口都市整備課長 27 ページをお願いします。

続きまして、都市整備課関係についてご説明いたします。

8 款 1 項 1 目土木総務費のうち、コード 0106「建築総務費」であります。業務完了に伴い、委託費が確定したことから、設備工事設計委託料 108 万 8,000 円を減額するものです。

8 款 2 項 2 目道路橋りょう維持費のうち、コード 0210「道路舗装長寿命化対策事業」であります。今年度の国の第 2 次補正予算を活用し、来年度の市道幹線舗装補修計画を前倒しして実施することから、工事費 1,810 万円を増額するものです。

コード 0220「橋りょう長寿命化対策事業」であります。業務完了に伴い、委託料が確定したことから、「橋りょう点検業務委託料」521 万 3,000 円及び「実施設計委託料」59 万 7,000 円を減額するものです。また、今年度補修中の 2 つの橋において、桁及び床版の劣化が想定以上に進んでいることなどから、補修項目や数量の増加により「橋りょう補修工事費」1,474 万円を増額するものです。

8 款 3 項 2 目砂防費のうち、コード 0501「急傾斜地崩壊対策事業」であります。今年度県が実施する対策事業の増加に伴い、事業費負担金 100 万円を増額するものです。

次のページをお願いします。

8 款 4 項 2 目公園費のうち、コード 0305「街区公園等管理費」であります。公園管理費の精算見込みに伴い、委託料 500 万円を減額するものです。

都市整備課関係は以上です。

○**児玉委員長** 北方課長。

○**北方農地林務課長** 30 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目農地災害復旧費から 3 目の林業施設災害復旧費の減額につきましては、委託料及び工事費につきまして、国の査定結果により減額するものであります。

以上でございます。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、4 款 1 項 3 目環境衛生費及び 4 款 3 項上水道費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。副委員長。

○**成田副委員長** 24 ページ、4 款 3 項上水道費の非公営小規模水道等施設災害復旧事業費補助金なんですけれども、夏の豪雨で、例えば上台地区とか水路、水が出なく……組合で管理してあったものができなくなったということで、上台地区とかはこれに入っているものですか。

○**児玉委員長** 美濃山副主幹。

○**美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長** 今のご質問ですけれども、上台地区からも補助金の申請がありまして交付決定を出しておりますが、ほか 2 団体からも申請があり交付決定をしております。

て、予算措置の残り、不用額を補正として計上しているものです。

以上です。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、6 款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、7 款商工費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、8 款土木費について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、11 款災害復旧費について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 23 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 23 号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 27 号「令和 4 年度鹿角市上水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 議案第 27 号「令和 4 年度鹿角市上水道事業会計補正予算（第 4 号）」であります。

第 1 条、補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正で、配水施設整備の予定額を6,269万3,000円に、他事業関連施設整備の予定額を760万4,000円にそれぞれ改めます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正で、収入は、第1項営業収益の予定額を28万7,000円の減額、水道事業収益を6億3,626万6,000円に改めます。

56ページをお願いします。

支出は、第1項営業費用を193万3,000円減額し、水道事業費用を6億3,623万円に改めます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は、第1項補償金527万円、第3項企業債970万円をそれぞれ減額し、資本的収入を1億3,321万円9,000円に改めます。

支出は、第1項建設改良費を1,612万6,000円減額し、資本的支出を4億242万5,000円に改めます。また、条文にありますとおり、予算第4条の括弧書きを条文のとおり改めます。

第5条は、債務負担行為の補正ですが、57ページをお願いいたします。令和5年4月1日から行わなければならないため、今年度内に契約をする必要がある浄水場の運転管理業務委託料など7件を追加するものであります。

第6条は、企業債の補正で、58ページをお願いいたします。配水施設整備事業の限度額を4,160万円に改めます。

令和5年2月24日提出、鹿角市長。

68ページをお願いいたします。

収益的収入ですが、1款1項2目受託工事収益28万7,000円の減額は、実績見込みによるものです。

収益的支出の1款1項3目受託工事費193万3,000円の減額は、「給水装置受託工事費」の実績見込みによるものです。

次のページをお願いします。

資本的収入ですが、1款1項1目補償金527万円の減額、3項1目企業債970万円の減額は、いずれも実績見込みによるものであります。

次に、資本的支出ですが、1款1項3目配水施設整備費及び4目他事業関連施設整備費の工事請負費の減額は、それぞれ実績見込みによるものです。

以上で説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 27 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 28 号「令和 4 年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 議案第 28 号「令和 4 年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」であります。

第 1 条、補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正で、収入は、第 1 項営業収益を 900 万円増額、第 2 項営業外収益の予定額を 1,216 万 3,000 円減額し、下水道事業収益を 8 億 7,778 万 1,000 円に改めます。

支出は、第 1 項営業費用を 236 万 3,000 円、また、第 2 項営業外費用を 80 万円それぞれ減額し、下水道事業費用を 8 億 7,778 万 1,000 円に改めます。

72 ページをお願いいたします。

第 3 条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は、第 1 項補助金を 197 万 6,000 円減額し、第 2 項企業債を 730 万円減額し、第 3 項負担金及び分担金を 82 万 9,000 円増額し、資本的収入を 4 億 23 万円 8,000 円に改めます。

支出は、第 1 項建設改良費を 839 万円、第 2 項固定資産購入費を 16 万円、それぞれ減額し、資本的支出を 6 億 5,909 万 6,000 円に改めます。また、条文にありますとおり、予算第 4 条の括弧書きを条文のとおり改めます。

次のページをお願いいたします。

第 4 条は、債務負担行為の補正ですが、4 月 1 日から行わなければならないため、今年度内に契約をする必要がある農業集落排水中継ポンプ維持管理・保守点検委託料など 11 件を追加します。

74 ページをお願いいたします。

第 5 条は、企業債の補正で、下水道整備事業の限度額を 4,330 万円に改めます。

75 ページをお願いいたします。

第 6 条は、他会計からの補助金の補正で、一般会計から補助を受ける金額 6 億 559 万 3,000 円を、

5億9,145万4,000円に改めます。

令和5年2月24日提出、鹿角市長。

86ページをお願いいたします。

収益的収入ですが、1款1項1目下水道等使用料900万円の増額は実績見込みによるもので、2項2目他会計補助金1,216万3,000円の減額は、収益的収入及び支出の総額に合わせ、一般会計からの補助金を減額するものであります。

87ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、1款1項1目管渠費130万円の減額、7目総係費95万円の減額、10目資産減耗費11万3,000円の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費35万円、3目消費税及び地方消費税45万円の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

88ページをお願いいたします。

資本的収入ですが、1款1項補助金から3項負担金及び分担金までにつきましても、いずれも実績見込みによるものです。

89ページをお願いいたします。

資本的支出ですが、1款1項3目処理場建設改良費の「処理場機械設備更新工事費」110万円、4目流域下水道鹿角処理区建設費負担金729万円、2項1目有形固定資産購入費16万円の減額は、実績見込みによるものです。

以上で説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第29号「令和5年度鹿角市一般会計予算中、歳出4款3項上水道費、5款労働費、6

款農林水産業費、7款1項1目商工総務費、2目商工振興費、4目企業誘致対策費、2項観光費、8款土木費、11款1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。大森課長。

○大森上下水道課長 議案第29号「令和5年度鹿角市一般会計予算」についてご説明いたします。

予算書の112ページをお願いいたします。

4款3項1目上水道費であります。上水道事業へ統合する前の簡易水道統合整備事業で借り入れた起債の元金及び利子の償還などに係る一般会計からの補助金であります。

4款については以上です。

○児玉委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 続きまして、5款、産業活力課関係についてご説明いたします。

5款1項1目労働総務費は、職員人件費のほか、事務費、関係団体等への負担金、就職支援等の補助金が主なものとなっております。

次のページ、113ページをお願いいたします。

コード0210「女性若者資格取得支援事業」であります。40歳未満の学生等求職者に対し、就職に必要な能力の向上に資する資格取得に係る受験料などを補助してきましたけれども、新たに現に就業している方を対象に加えまして、リスキリング等のキャリアアップを支援してまいります。

5款につきましては、以上で説明を終わります。

○児玉委員長 農業委員会事務局長。

○山崎農業委員会事務局長 引き続きまして、6款農林水産業費についてご説明いたします。

113ページの中段からとなります。

1項1目の農業委員会費であります。コード0005と0101は、事務局職員の人件費や農業委員等への報酬及び総会の開催や農地法等に関する事務の執行に要する経費であります。

次の114ページに移りまして、上から5行目の「地図データ補正業務委託料」158万1,000円は、市が作成・保有する地番図データについて、農地等の異動箇所等の修正を行うものであります。

コード0105「農業者年金業務委託事務費」は、農業者年金の加入促進に要する事務経費となります。

次のページをお願いいたします。

コード 0110 の「機構集積支援事業」は、農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約化を促進するに当たり、農業委員会が関連する業務を適切に実施できるよう、国がその事務経費を支援するものであります。

1 項 1 目につきましては以上です。

○**児玉委員長** 関本課長。

○**関本農業振興課長** 引き続き、6 款農林水産業費でありますけれども、118 ページをお願いいたします。

3 目農業振興費の説明欄コード 0240「スマート農業推進事業」の「施設整備工事費」については、精度が高い位置情報を測位することができる R T K 基地局を市役所屋上に 1 基整備し、自動操舵システム搭載のトラクターやコンバインなどの運転アシストや自動運転が市内のほぼ全域の水田で可能となるものです。

2 つ下の「スマート農業推進事業費補助金」ですが、今年度、実証試験を行った水田の水管理システムについて、補助対象に追加し、作業の効率化と省力化によるスマート農業をさらに推進していきます。

119 ページをお願いします。

4 目園芸振興費については、樹園地を継承して生産に取り組む方への支援や、北限の桃などのブランド製品の拡大に向けた取組に係る経費を計上しております。

120 ページをお願いします。

5 目水田農業対策費については、淡雪こまちの生産拡大に対する支援や、国の経営所得安定対策推進事業に係る経費を計上しております。

121 ページをお願いします。

6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0250「かづの農業夢プラン応援事業」ですが、生産振興と複合化支援のほか、担い手の育成や収益性の高い農業経営の確立を図るため、農業法人や認定農業者、新規就農者などが、経営発展に必要な機械や設備の導入に対する県の補助事業で、市では協調助成を行っておりますが、新年度は 12 の経営体が事業を予定しております。

同じページのコード 0277「新規就農者育成支援事業」ですが、次のページ、122 ページ説明欄の上から 3 つ目の「新規就農者研修支援事業奨励金」は、就農前の研修を支援する市の単独事業ですが、2 人の方が予定しております。

次の「農業次世代人材投資資金」は、新規就農者に営農初期の経営支援として年 150 万円を交付する国の事業ですが、新年度から新規独立就農を行う 1 人を加えた 10 人が対象となっております。

次のコード 0330「農地集積促進事業」の「農地集積協力金」ですが、農地中間管理機構を通じた農地の集積や集約化への取組に対して交付となりますが、新年度は毛馬内北部地区において 67 ヘクタールを予定しております。

124 ページをお願いいたします。

9 目畜産振興費ですが、家畜防疫対策やかづの牛生産振興など、畜産全般の振興に係る経費で、予防接種費用の助成や優良牛の精液及び受精卵の購入助成のほか、かづの牛の繁殖用雌牛の購入に対する助成経費を計上しております。

○**児玉委員長** 北方課長。

○**北方農地林務課長** 引き続き、農地林務課関係であります、126 ページをお願いいたします。

10 目農地費の、コード 0244「県営ほ場整備事業〔柴内地区〕」は、圃場整備事業の実施に向けて地権者の仮同意が概ね得られたことから、令和 8 年度の事業採択に向け、市道市役所東町線沿いとその北部、約 80 ヘクタールの圃場基礎調査業務等を行うこととしております。

コード 0246「花輪大堰改修事業」は、本年度は県の地域振興局裏、約 100 メートルを整備しておりますが、来年度は舟場地区の県道に接する箇所から南方向に、約 140 メートル整備する予定であります。

128 ページをお願いいたします。

2 目林業振興費の、コード 0101「森林経営管理推進事業」では、大湯地区で航空レーザ計測及び森林資源解析を行うとともに、松館・長牛地区の経済林について、再委託のためのプロポーザルを実施するほか、内山・甘露地区の現地調査や草木・長野地区の森林所有者に対し、市に委託するかどうかの意向調査を行います。

130 ページをお願いいたします。

コード 0530「林業労働安全対策事業」は、近年、林業事故が多発していることを受け、これまでも行っている安全対策講習会の開催のほか、林業事業者に対し、安全装備品の購入費 2 分の 1 を支援するものであります。

その下、「災害被害防止事前伐採事業」は、近年、他県において大雪などの倒木により、主に山間部において、停電や道路の寸断などが多発していることを踏まえ、東北電力と締結しております「災害時の協力に関する協定」の中に、本年度、新たに「事前伐採」の事項を加えたことに伴い、東北電力と共同で支障木の事前伐採を行う事業であります。

その下、「林業成長産業化広域連携事業」は、大館市、小坂町とそれぞれの市町の林業・木材加工業者等で構成する協議会への負担金で、林業を成長化産業と捉え、林業施業やビジネスマッチン

グなどを広域的な連携により、地域の林業産業の成長化を図るものでございます。

131 ページをお願いいたします。

コード 0541「森林認証推進事業」は、本市産材のブランド化、高品質化を高めるため、鹿角市有林の森林認証を取得するものであります。

コード 0565「公有林整備事業」では、市有林の整備を行う事業であります。包括的連携協定を締結しております東京都葛飾区と、2月21日に新たに締結した「森林整備の実施に関する協定」に基づき、税抜き事業費の約3割を葛飾区からご負担いただくことになっております。

6款につきましては以上でございます。

○**児玉委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 132 ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費であります。これは、職員人件費、庶務的経費、また、商工関係諸団体への負担金等を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2目商工振興費であります。主なものにつきましては、次のページ、134 ページをお願いいたします。

上から2つ目のコード0210「企業立地促進事業」では、既に指定事業者の指定を行いました4社に対する助成金を計上しております。

その下のコード0214「産業人材確保支援事業」では、求人活動支援補助金の対象にインターンシップの受入れに係る費用を加え、大卒者等の雇用につなげてまいります。求人活動支援補助金は1社につき年間上限額を15万円としておりますが、このうちインターンシップ受入れ関係の上限は6万円までで、参加学生の交通費・宿泊費を補助対象とします。

次のコード0219「起業・創業支援事業」では、「起業・創業支援事業補助金」の対象に、新たに第二創業を加えまして、市内事業者による新たな取組を促進し、地域経済の振興につなげてまいります。補助上限ですが、起業・創業50万円に対して、新たに設ける第二創業支援は10万円といたします。なお、予算額は昨年度と同額の320万円を計上しております。

1つ飛びまして、コード0225「企業力強化促進事業」ですが、工業振興会に委託しまして、製造業をはじめとする市内事業者の労働生産性の向上を図ろうとするものであります。これまでの人材育成に係るアドバイザーの配置に加え、新たに、財務分析による経営状況のデータ化とKPIの設定、課題解決のためのDX活用に向けたロードマップ策定支援等のアドバイスを行う体制を構築いたします。

1つ飛びまして、コード0270「エネルギー産業支援事業」の「再エネ水素利活用推進業務委託料」ですが、再生可能エネルギー由来の電気で水素を製造し、貯蔵した水素を電力需給調整に利用するモデルにつきまして、その事業性を判断するための基本設計を行います。

一番下、コード0273「カーボンニュートラル推進事業」では、2030年までのカーボンニュートラル実現に向け、市民や事業者への普及啓発のための経費と、地球温暖化対策実行計画の推進に必要な体制の強化を図るための外部人材の雇用に要する経費を計上しております。

次のページ、135ページになりますが、中段の「カーボンニュートラル普及啓発業務委託料」は、年4回の講座開催に係るもので、その下の「看板等作製委託料」は、地域を挙げたカーボンニュートラルの推進体制を築くため、協力いただける事業所の登録制度を設けたいと考えており、登録もしくは宣言いただいた事業所に配布するのぼりを作製するための経費です。

外部人材の2人につきましては、前回の閉会中の常任委員会でご報告したとおり、地域プロジェクトマネージャー制度を活用する「カーボンニュートラル推進マネージャー」と、地域おこし協力隊制度を活用する「再エネ導入推進員」の2人ですが、いずれも会計年度任用職員としての採用になりますので、そのための経費をここで計上しております。

次のコード0277「EV導入推進事業」では、脱炭素社会の実現のために必要となるEVの普及に向けまして、マスタープランを策定するための基礎調査やワークショップを行うとともに、次の136ページになりますが、小型EV3台を購入し、市及び市内事業所で使用することでEVに切り替える意識醸成を図ることを目的に、保険料と車両購入費の経費を計上しております。

次のコード0278「エネルギー利用効率化促進事業」は、省エネ診断の普及促進を図るため、公共施設を事例に省エネ診断を実施することとし、そのための手数料を計上しております。また、今年度に引き続き、事業所における省エネ設備の導入を支援いたします。補助要件は、補助率2分の1で上限30万円とし、二酸化炭素削減量の要件も加えることといたします。

138ページをお願いいたします。

4目企業誘致対策費ですが、この目は、企業誘致に向けた情報の収集、活動費等の費用を計上しております。企業誘致戦略アドバイザーとともに第1四半期までに企業誘致戦略を策定し、情報関連産業や再生可能エネルギー企業等をターゲットとした誘致活動を実施いたします。

続きまして、2項観光費についてですが、1目観光総務費は、職員人件費のほか、観光関係団体への負担金、温泉管理等に関する経費が主な内容となっております。

140ページをお願いいたします。

2目観光振興費ですが、コード0226「観光アクセス充実対策事業」では、八郎太郎号の運

行に当たり史跡尾去沢鉾山を停留所に加えるほか、大館能代空港を利用する場合の市民への運賃助成を継続いたします。

142 ページをお願いいたします。

上のコード 0267「かづの観光総合プロデュース事業」では、引き続きDMOへの人材の配置と、観光関係事業者を巻き込んで鹿角観光を総合的にプロデュースする取組を支援してまいります。

その下のコード 0282「インバウンド対策強化事業」では、英語によるコミュニケーション講座とモニターツアーの開催による受入態勢の強化、それから補助金による誘客促進に加え、東アジアのほか欧米豪の新規市場開拓を見据えた誘客を図るため、T i k T o kなどのSNSを活用した情報発信に取り組み、インバウンド対策を強化いたします。

コード 0295「観光発見八郎太郎三湖伝説事業」では、今年度の八郎太郎に関わるシンポジウムの成果を踏まえ、本市を中心とした広域的な新たなつながりを生み出すとともに、周遊観光の促進を狙ってモデルツアーを造成いたします。

次のページ、143 ページをお願いいたします。

コード 0350「国立公園八幡平魅力アップ事業」では、豊かな自然を体感できるコンテンツの充実を図るため、今年度電動マウンテンバイクを購入し、ツアーを開催しましたが、来年度はロードでのサイクリングコースを設定し、イベントを開催できるようにしていきたいと考えております。

次のコード 0355「中核的観光団体体制強化伴走型支援事業」は、観光振興に重要な役割を担いながらも課題を抱えている観光団体の体制強化を目指し、アドバイザーとともに団体ステップアップ計画を策定し、事業に取り組もうとする団体に民間人材を派遣して支援する事業であります。地域活性化起業人制度によるJALセールスからの派遣受入れを継続するとともに、中滝ふるさと学舎のステップアップ計画を策定したかづのふるさと学舎に対しては、これに資する人材を委託型の地域おこし協力隊として配置する計画であります。

その下のコード 0360「観光デジタル・マーケティング推進事業」では、デジタル技術を活用して的確なマーケティングに結びつけられるよう、県や東北観光推進機構と連携して、予約プラットフォームの分析などを行うDMOの取組を支援いたします。

一番下、コード 0370「ヘリテージ・ツーリズム推進事業」では、世界級の遺産を持つ本市の魅力を生かした誘客を図るため、ヘリテージ・ツーリズムコーディネーターを配置して旅行商品の造成や営業を行うDMOの取組を支援するとともに、大湯ストーンサークル館での縄文祭と合わせて、市内各地に伝わる伝統芸能等を鑑賞できるプログラムとして縄文鹿魂祭を開催いたします。

次のページをお願いいたします。

コード 0405「観光ガイド育成事業」では、2年目として、滝のコースの案内人を養成するほか、上級の講座を実施し、まちの案内人制度の再構築を進めます。

続きまして、3目観光施設費であります。これは登山道等の管理や観光施設の管理に係る経費であります。

コード 0301「観光施設管理費」の修繕料として、448万4000円を計上しておりますが、花輪字六月田の大型観光案内板の更新と鹿角観光ふるさと館の自動ドアの修繕などを予定しております。

「観光案内板等調査委託料」104万5,000円は、市内の観光案内板や観光施設について、老朽化に伴う修繕が必要な箇所を把握し、公共施設等総合管理計画に反映するものです。

次のページをお願いいたします。

下のほう、コード 0330「観光休憩所管理費」ですが、蒸ノ湯休憩所と白沢休憩所の管理に係るものであります。このうち蒸ノ湯休憩所につきましては、平成29年以降閉鎖しているトイレの供用を再開することとし、そのための経費として、し尿のくみ取手数料93万5,000円と、次の146ページになりますが、洋式トイレへの改修工事費332万6,000円、水道開閉栓作業負担金として15万4,000円を計上しております。

次のページ、147ページをお願いします。

コード 0370「観光資源ブラッシュアップ事業」は、地域に眠る観光資源の磨き上げを図るため、十和田湖を望む本市唯一の展望台である甲岳台へのアクセス道を整備するもので、今年度の実施設計に基づき、整備工事を行います。現道を利用しまして、幅員3メートルで整地するとともに、待避所15か所程度を設ける計画であります。

続いて4目交流推進費であります。コード 0510「都市農村交流事業」は、継続的に開催しております。よつぎ小学校児童の受入れを行うもので、前年同様の予算を計上しております。

以上で7款の説明を終わります。

○児玉委員長　ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時05分　休憩

○

午後0時59分　再開

○児玉委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、説明をお願いいたします。田口課長。

○田口都市整備課長　それでは、8款土木費についてご説明いたします。

予算書の148ページをお願いします。

8 款 1 項土木管理費であります。人件費、庶務的経費、道路整備促進期成同盟会など関係団体への負担金等を計上しております。

次のページをお願いします。

8 款 2 項道路橋りょう費のうち、1 目道路橋りょう総務費であります。道路占用事務経費、道路台帳整備に係る経費が主なものであります。

次のページをお願いします。

2 目道路橋りょう維持費であります。道路管理に使用する車両の経費、道路や橋梁の補修、路肩の草刈りなど、市道の維持管理に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0220「橋りょう長寿命化対策事業」であります。国の補助金を活用し、鹿角市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき対策を進めるもので、来年度は 81 橋の法定点検、幹線市道に位置する腰廻橋の第Ⅱ期補修工事と、去年 8 月の豪雨で被災した丑道下夕橋の実施設計及び界橋の架け替え工事を実施するものです。

次のページをお願いします。

3 目除雪対策費であります。安全な冬期交通路の確保に向け、道路除雪に係る経費等を計上しております。

コード 0210「融雪施設整備事業」であります。八幡平字湯瀬地内の市道湯坂線において、経年劣化により機能低下した融雪システムの更新に向け、今年度選定した融雪システムの詳細設計を実施するものであります。

コード 0215「凍結防止剤散布車更新事業」であります。次のページをお願いします。

市が保有する散布車 2 台のうち、経年劣化により更新が必要になった 1 台を国の交付金を活用し更新するものです。

4 目交通安全施設費であります。交通安全施設の維持管理及び整備に係る経費を計上しております。

5 目道路新設改良費であります。市道の路盤改良や舗装等に係る経費を計上しております。

コード 0530「福士川改修関連市道整備事業」であります。県が実施する福士川河川改修事業に伴い、堤防兼用道路となっている市道の付け替え及び拡幅に関して、県との協定に基づく合併施行に係る負担金であります。

次のページをお願いします。

8 款 3 項河川費のうち、1 目河川総務費であります。河川関係の諸会負担金及び市が管理する

普通河川の維持管理及び整備に係る経費を計上しております。

コード 0205「河川台帳整備事業」であります。市が管理する普通河川において、土砂堆積や河床洗堀が起因の災害を防ぐため、現況を調査し、維持管理に必要なデータを集約した台帳を作成するものです。

次のページをお願いします。

2 目砂防費であります。県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金を計上しております。

8 款 4 項都市計画費のうち、1 目都市計画総務費であります。都市計画関係の諸会負担金、都市計画審議会及び景観審議会に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0216「都市計画道路見直し事業」であります。長期未着手計画路線において、整備の必要性や実現性等の観点から検証し、計画について今後の方針を明らかにするため、来年度は素案及び原案の作成や、国、県との協議及び関係者への説明会等を実施するものです。

2 目公園費であります。都市公園の維持管理や整備に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0501「公園施設長寿命化対策事業」であります。市が管理する公園の遊具等について、法定点検結果に基づいた修繕と、桜山地区公園駐車場の舗装補修工事及び錦木伝説公園の遊具撤去工事を行うものです。

8 款 6 項住宅費のうち、1 目住宅管理費であります。市営住宅の維持管理や民間住宅改修の支援に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0406「安全安心住まいづくり事業」であります。これまでの住環境の向上等に係る改修支援項目に、一般家庭レベルでの脱炭素化の促進を図るため、新たに住宅の断熱改修支援を加え、事業を拡充しております。

次のページをお願いします。

2 目住宅建設費であります。コード 0505 公営住宅建設事業は、毛馬内住宅の建て替えに係る経費であります。来年度は用途廃止する旧毛馬内、松山、浜田住宅の解体工事を実施するものです。

以上で 8 款土木費についての説明を終わります。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 194 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 2 目農業用施設災害復旧事業の工事費であります。災害復旧工事につきましては、

査定年度を含む3年以内に完成すること、また、翌年度への繰越しは認められますが、翌々年度への繰越しは認められないというルールがあるため、令和5年度中に完工が難しいと思われる13か所につきましては、令和5年度当初予算を計上し、完工できない場合は令和6年度へ繰越しをすることとしております。

農地林務課関係は以上です。

○**児玉委員長** 田口課長。

○**田口都市整備課長** 続きまして、2項公共土木施設災害復旧費についてご説明いたします。

195ページをお願いします。

1目公共土木施設災害復旧費のうち、コード0705「公共土木施設災害復旧事業」であります。去年8月の豪雨により被災した沼平橋において、代替えで架設した仮橋に係る鋼材賃借料や、申請期限後に被災が発覚した等の理由により、国の査定を受けていない被災箇所の復旧工事費等を計上しております。

コード0707は、黒森山公園において、被災した法面の補修工事費を計上しております。

説明は以上です。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、4款3項上水道費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 金額が倍とまでは言わないんですけども、大幅に増えている理由をお願いします。

○**児玉委員長** 美濃山副主幹。

○**美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長** こちらの金額につきましては、財政当局と協議をした結果、令和5年度はこの金額で補助を受けられるということで予算措置をしております。

以上です。

○**児玉委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 今の話だと、財政に余裕があるからもう少し補助金を増やしてもらえますよというような、そういうことなんですか。

○**児玉委員長** 美濃山副主幹。

○**美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長** 説明が少なくて申し訳ありません。

こちらの水道事業に対する補助金というのは、繰入れ基準内のものになりまして、内訳としましては、旧簡易水道事業の際に起債を起こしました償還の元金と償還の利息、これが内訳となっております。協議した結果、基準内繰入れ全額をいただけるということで協議が整ったということです。

○児玉委員長 大森課長。

○大森上下水道課長 補足させてください。

協議といいますか、先ほど「基準内の」と言いましたけれども、普通交付税で、一般会計で受け入れたものを上水道会計へ繰り出すと。先ほど言った、統合前の簡易水道事業債、これの償還の2分の1の元金、利息などがルール分として一般会計から来るということですので、ご理解願います。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、次に、5款労働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 113ページのシルバー人材センターの活動費補助金なんですけれども、シルバー人材センター自体の活動規模はどれくらいでここ何年か推移しているのかと、あと小坂町からも同じように幾らか補助金が出ているんでしょうか。

○児玉委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 2点目の小坂町の関係ですけれども、市と町とで、商工会に対する補助と同じような形で、鹿角地域のシルバー人材センターですので、それぞれ割合に基づいて負担しています。

事業規模と活動については成田からお答えします。

○児玉委員長 成田政策監。

○成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長 鹿角地域シルバー人材センターの、今手元にある令和3年度末の実績でございますが、こちら会員数が328人で前年比マイナス4人。受注件数は4,244件で前年比プラス337件。受注実績が約1億5,500万円で、前年比で700万円ほどプラスになっているという状況でございます。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 ということは、年々活動規模というのは、金額的には大きくなっていて、補助金自体はこの950万円ですと今後とも一定ということによろしいでしょうか。

○児玉委員長 成田政策監。

○成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長 先ほどは、令和3年度末で見ると前年比プラスのところもあるんですけれども、トレンドとしては減少傾向にあると認識しております。

というのも、定年延長ですとか、若年労働者が少なくなっているのも、普通の企業が高齢の方も雇用しているという状況で、減少傾向にあるというようなことですが、去年は受注件数と受注実績

は増えたと。恐らく雪の関係とかもあるのかなとは思いますがけれども。

あと補助金に関しては、基本的には近年は同額で推移しております。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、6款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 121ページの水田転換主力作物なんですけれども、枝豆とネギと花卉というふうに書いてあるんですが、この項目は増やすこととかは考えていますでしょうか。

○**児玉委員長** 阿部政策監。

○**阿部農業振興課政策監 兼 ブランド作物推進班長** 重点作物として取り組んできている現在の3品目を変更する予定は、今のところございません。

○**児玉委員長** 田村委員。

○**田村委員** 農地集積促進事業と圃場整備との違いはなんでしたか。

○**児玉委員長** 佐藤政策監。

○**佐藤農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長** 122ページの農地集積促進事業の農地集積協力金になりますけれども、こちらについては、令和5年に毛馬内北部地区で基盤整備を進めるに当たって、事前に中間管理を使いまして集積を行う必要があります。これが基盤整備の要件にもなっておりますので、その基盤整備を行う要件の中間管理の協力金事業ということになります。

○**児玉委員長** 田村委員。

○**田村委員** 圃場整備も基盤整備……東町地区の圃場整備も出ましたよね。あれも基盤整備事業の1つ……

○**児玉委員長** 佐藤政策監。

○**佐藤農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長** 農地林務課側の圃場整備と、この協力金の関係ですけれども、今のご指摘があったものは、事前の調査のほうになります。これが、調査が完了して、「始まります」といったときに、その始まる前に中間管理で今後担い手の方に集積するというのが要件となっておりますので、調査の後に始まる、そしてこの集積協力金と、そういう流れになっております。

○**児玉委員長** 北方課長。

○**北方農地林務課長** 圃場整備事業、毛馬内北部と今柴内地区のほうも予算を上げさせていただいていますが、本格的な圃場整備が始まる前に、県の3年間の調査事業というのがあります。今、

双方とも、その調査事業で、毛馬内北部が令和4年度で2年目、柴内が来年度から3年間で、その3年間の間に集積、機構を通じた集積であったりとか、そういった手続をしていただいて、法人を設立したり、その法人に集積協力金を渡すというのがその3年間の中での準備——準備というか、流れがあって、それが終わってから本格的な工事に移るという流れになっています。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 毛馬内のほうがもう集積事業に入っているわけだけれども、ということは法人に集積するということの段取りができているわけですね。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 今年の2月に、毛馬内北部地区では地域の方々が集まって1つ法人を立ち上げています。そのほかに、地域の担い手、大規模農家さんの担い手の方々も、その毛馬内北部地域に集まっていただいておりますので、皆さん集まっていたことで集積というのは図られているということでございます。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 作業するのは、法人化するとしても、その法人が1団体でも3団体でも構わないということですね。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 そのとおりでございます。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 そうすれば、東町がこれからそれに進むわけだ。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 今、東町では、地権者の同意がまず得られるというのが一番最初のステップになりますので、そこがまず図れたということで県の事業に移行するわけですが、移行してから地域の方々が、野菜であったりとか——米だけでは到底無理でありますので、何を主力作物として進んでいくかという話合いと、機構への集積も合わせて行いながら法人を立ち上げて体制づくりをしていくという流れで進める予定です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。副委員長。

○成田副委員長 118ページのスマート農業推進ということで、市役所の屋上にRTK-GNSS基地局を1基準備する予定になっておりますが、これで鹿角全域の田んぼ、ほとんどカバーできるというお話でありましたけれども、そうすると今後どこかに、例えば畑とか、そういうところのためにどこかに基地局をまた増やすという予定はあるのでしょうか。

○児玉委員長 佐藤政策監。

○佐藤農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長 RTK-GNSS固定基地局の今後の増加の予定ということだと思いますけれども、まずは水田、市の畜産以外の農業生産額の半分を占めるのが水田ですので、水田を主に進めたいと思っております。

それで、水田においては現時点でほぼ全域をカバーしておりますので、このカバーの面では増設の予定はございませんけれども、この1基で一度に動かせる農業機械の数が20台となっておりますので、この20台に不足が生じるようであれば増設したいと思っております。

それで、場所についてはその際に検討しますが、現時点ではここに1台で不足であれば、もう1台というふうに考えております。

○児玉委員長 副委員長。

○成田副委員長 基地局を増やすとか、例えば北海道の岩見沢とかでは農協さんが中心になってやっているとか、そういう話もあるんですけども、今後農協さんとかとスマート農業に関して協力、連携していくようなことも考えているのでしょうか。

○児玉委員長 佐藤政策監。

○佐藤農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長 基地局の運営・運用について、今後の各関連機関との協力体制ということだと思いますけれども、現時点では鹿角市は複合経営が進んでおりますけれども、半分の水稲、これが、今米価が下がってきている、またコストも上昇してきているということで、このコストや人材省力化について喫緊の課題と捉えまして、まずは市のほうでこれを、直接解決するものではございませんけれども、その解決のための環境を整えて、主に大規模法人さん、こちらに今後の体力をつくっていただくということで、先んじて市のほうで行ったものになります。

それで、当面の計画ですけれども、今言った理由ですので、最初はまず償還期間の5年については無料で利用していただいて、この環境を整えるということを考えております。

今後、情勢に応じまして、関連機関と協力しながら運用方法については検討したいと考えております。

○児玉委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 今の成田副委員長の質問に追加なんですけれども、来年度設置した後、具体的な運用は再来年度からになって、それにおいては、具体的にもう何台かは実際に使用される見込みというものも立っているのでしょうか。

○児玉委員長 佐藤政策監。

○佐藤農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長 基地局設置後の具体的な流れですけれども、現時

点では予算認可後、4月からは春作業が始まりますので、その春作業に間に合うような形で開始できればと考えております。

それで、現状市のほうで把握している台数は、答弁にもありましたように予定台数も含めまして18台程度と考えておりますが、これはあくまで台数ですので、1つの法人で春作業と秋作業、別の機械でもライセンスは使い回せますので、ライセンス数は令和5年度においては余裕があるのではないかなと考えております。

○**児玉委員長** 副委員長。

○**成田副委員長** 126ページの先ほどの田村委員からもありました、毛馬内北部と柴内、これの合計面積が80ヘクタールと伺いましたけれども、工事費についてちょっと教えてもらえますか。予定というか、例えば柴内地区は幾らを見ているとか、まだそこまでいっていないかどうか分かりませんが、もしあれだったら毛馬内のほうだけでも、近いわけなので、予算額が幾らとか。

○**児玉委員長** 柳館主幹。

○**柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長** 毛馬内北部の圃場整備なんですけれども、今、工事の単価とか結構値上がりもあり、流動的になるのでちょっと今はっきりした数字は申し上げられない状況でございます。

○**児玉委員長** 副委員長。

○**成田副委員長** 当初の計画の時点では幾らであったんでしょうか。

○**児玉委員長** 柳館主幹。

○**柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長** 当初の概算でございますけれども、毛馬内北部地区については今のところでいきますと17億円あまりの概算で計画しております。

○**児玉委員長** ほかにございせんか。笹本委員。

○**笹本委員** 130ページの0531の事前伐採事業なんですけれども、これは主体としては東北電力が行う事前伐採の何割かを負担するという形なんでしょうか。あと、どれくらいの規模を1年間で伐採していく予定でしょうか。

○**児玉委員長** 関主幹。

○**関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長** 事前伐採についてでありますけれども、鹿角市と東北電力との協定に基づいてということで、実際に鹿角市と東北電力と計画を立てまして、それに基づいて東北電力が伐採を実施しまして、そして事業費の2分の1を市が負担するという流れになっております。毎年実施する場所をピックアップしまして、それで優先順位を決めまして実施していくということとしております。

場所としましても、来年度は十和田大湯地区ということで計画しております。

以上です。

○**児玉委員長** 北方課長。

○**北方農地林務課長** 来年度、大湯地区の黒森山の麓のパークゴルフの地点から、東側のほうに水道施設がございます。そちらの道筋のほうで大体2,900平米を予定しています。

それで、この面積と場所については、毎年東北電力さんとの協議で変わっていくということになります。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。笹本委員。

○**笹本委員** 131ページの森林認証推進事業なんですけれども、これを行うことでどういった今後のメリットがあるのでしょうか。

○**児玉委員長** 関主幹。

○**関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長** 森林認証制度でありますけれども、この森林認証制度で木材の供給ですとか、水資源の保全、生物の生息域の提供など、様々な森林の働きを将来にわたって確実に引き継ぐと。

そして、その適切な森林管理や、環境保全への配慮に関する一定の基準に基づいて森林を認証するこの制度を受けることによって、今後も市として適切に森林を管理していくということと、それから、森林認証された山から森林認証材というブランドの木材として提供することができると、そういうところがメリット、有効であると考えております。

○**児玉委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** ちなみに森林認証材に登録された木材は、市場の単価的に高く扱われているんですか。

○**児玉委員長** 関主幹。

○**関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長** 市場の単価につきましては、それぞれ変動もございます。そういった中で、やはりこの森林認証材というブランド化された木材を、近年木材の価格変動もそうですし、海外から木材を輸入することもできなくなったということで、国産材に対する意識も大変高くなっておりまして、そしてさらに国際競争力をつけた木を使っていくと、そういった流れになってきておりまして、そしてその認証された安心安全な適切な管理をされた木を使うことが、消費者の意識も高くなっておりまして、そういった流れに対応していくというふうに考えております。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、7款1項1目商工総務費、2目商工振興費、4目企業誘致対策費、2項観光費の当常任委員会所管の7款についてであります。ここで、私、委員長と副委員長を交替いたします。

○**成田副委員長** それでは、暫時委員長の職務を行わせていただきます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○**児玉委員** 147ページ、甲岳台の話なんですけれども、一般質問のときの市長の答弁の中で、林道整備のこの事業については、費用対効果については計算できないという答弁を伺ったような気がしたんですが、その辺の理由をお知らせ願いたいと思います。

○**成田副委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 一般質問の際に、湯瀬弘充議員から費用対効果ということを問われたときに、定量的にはちょっとご説明できないという話はしたんですけれども、この甲岳台の展望台に至るアクセス道を今整備するんですが、展望台そのものは収益施設ではないので、展望台に行って十和田湖の眺望を楽しんでいただいた方がそこでお金を使うことはないので、直接的には経済効果をご説明するのは難しいということで申し上げましたが、十和田湖と八幡平という2つの鹿角市を代表する観光資源、コンテンツ、この動線の中で鹿角観光は稼いでいるわけですので、十和田湖の立ち寄りが増えて、八幡平に移動する過程で、道の駅での消費が増えるといった効果はあると考えています。

○**成田副委員長** 児玉委員。

○**児玉委員** 今回の4,500万円の内訳なんですけど、大きいところでどういう内訳なのかなと思いをまして。

○**成田副委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 4,500万円の工事費の内訳ですけれども、工事内容としましては、現道に砂利を敷いていくということと、待避所を15か所設置するという設計になっております。

経費としましては、直接工事の2,500万円のうち、待避所に関わる部分が1,500万円ですので、5分の3ですか、6割が待避所。残りが、200万円ほどが——直接工事費のベースですみません、200万円ほどが砂利敷き。残り600万円ほどがふとんかごと防護柵という内容になっております。それで設計しております。

○**成田副委員長** 児玉委員。

○**児玉委員** もっと聞くことがいっぱいあるんですけども、待避所ってなんですか。

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 このアクセス道、展望所まで1.7キロあるわけですが、見通しが悪いことと、あと現道が大体3メートルほどで、車の交差ができないだろうと。今回展望所までのアクセス道を整備することによって、入り込みも増えるかと思しますので、交通に支障がないように交差できるような待避所を設けたいと思っています。

○成田副委員長 児玉委員。

○児玉委員 現在展望台らしきものがある痕跡というのはあるんですよね。それって県の持ち物ではないかなと想像しているんですが、その辺はどうなんでしょう。

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 展望台は県が国の補助事業で整備をしまして、公園の中の県有施設は市町村管理となっていますので、市が管理してございます。

○成田副委員長 児玉委員。

○児玉委員 管理していると今……今まで管理していなかった、十分に管理できていなかったということですか。今、使用できるんですか。

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 あずまやの形の展望台ですので、今も十分皆さんご覧いただけるものと思います。何か壊れたとか、損壊した場合には、修繕について県と相談しながら対応しますけれども、通常は見届けと言いますか、あと道路に関してはこれまでも国有林の国の占用林道でしたので、その道路について市が関知するということはありませんでした。今回そこを市のほうで森林管理署と協定を結んで、アクセスのために市が手をかけるというようなことで考えています。

○成田副委員長 児玉委員。

○児玉委員 一番肝心なところをお聞きしますが、なぜ今これを整備しなければならないのか。それから、来年度以降また費用がかかるということがあるのかどうか、その辺のところをお伺いします。

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 なぜ今のタイミングで整備するのかということですが、これも一般質問の答弁で市長が申し上げていたところですが、市長として、従来鹿角の観光の取組の中で、十和田湖の観光に関しては鹿角市の動きが見えないと。十和田湖の一部が鹿角市でありながらも、なかなかそこも弱いということを指摘しておりまして、十和田湖に関するポスターとか観光パンフレットも今年度新たにつくったところです。

ちょうど今、十和田湖のほうで小坂町が道の駅を新しくオープンさせますし、もっと鹿角市とし

ても十和田湖観光にコミットしていくという、そういう姿勢を出すことに意義があるというような市長の思いでこの事業をやりたいと思っています。

○成田副委員長 児玉委員。

○児玉委員 なんといいのかよく分からないですけども、要するにこの事業は4,500万円で完結というふうに考えてよろしいのでしょうか。来年度もまた継続して何かこうかかっていくということになるのでしょうか。

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 先ほど維持管理のコストのことを申し上げませんでした。今後、砂利ですので、冬から春になって砂利が流れたりして、またその整生のためには道路の表面のメンテナンスをする費用がかかるというふうに考えています。

ただ、その後、展望台のほうに手をかけるとか、そういったことは考えておりません。アクセスをよくすることによって、そこに立ち寄る流れをつくって、それを鹿角の南のほう、大湯それから花輪、八幡平のほうに流れ込みをつくっていくということで考えています。

○成田副委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 同じページの道の駅おおゆの販売体制強化事業に1,000万円となっていますが、何をされるのでしょうか。どういう販売体制を強化される、販売体制ですよ。具体的には何をされる予定なんですか。

○成田副委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 この事業ですけども、令和5年度で3年目になります。これまでも、3年度、4年度と新たな大湯のショップに物販を展開すること、あとオリジナル商品の開発、地域商社としての外販プロデュースですとか、他地域に出向いてセールス活動を行うなどの部分に、人件費と商品開発費等、そういったもので販売力を強化していくという事業を進めておりまして、令和5年度が3年目を迎えるということになっております。

○成田副委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 分かりました。3年目、最終年ということだと思んですけども、これまではどういう成果が上がって、今後この最終年には何を期待されるのでしょうか。

○成田副委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 毎年度、毎月のイベントのほう強化されておりまして、道の駅主催のイベント、毎月自主的なイベントを開催してきているとこちらも認識しておりま

すし、PRについても、Facebook等でも発信しているところでもあります。

あと、新たな商品開発として、「カヅメCAN」ですとか、そのほかショップのほうでもソフトクリームについて福寿さんと連携した商品開発ですとか、地元の農産物を活用した商品をつくっているところでもありますので、そういったところで年間の実績を出してきているところでもあります。

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 補足させていただきます。

これは決算特別委員会のときにも、この1,000万円の効果等について質問があったかと思うんですけれども、元々来年度で、3年目で終了ということですが、今回の指定管理に当たって、今の道の駅のキャパシティ、収益施設のスペースが、ここで独立採算で、指定管理料ゼロでやっていくには大変厳しいということで、では増築をして収益を上げられるような、そういうスペースを生んでいこうという話もありまして、その間、その増床が実現するまでは、イベントの開催であったり商品の開発によって収益を上げて、できるだけ赤字を少なくしていくことのために3年間応援しようということでやってきたものです。

ですので、先ほど黒澤が申し上げましたけれども、この補助金を原資にして、月1でイベントを打ったりすることで、観光客の誘客につながっておりますし、収益の改善にはつながると思っています。

ただ、決算でも申し上げましたが、残念ながらこの1,000万円を交付しても赤字を埋めることはできなかったということですので、最後、3年目で、その後もまた今の指定管理者が手を挙げてくださるかどうかわかりませんが、次につなげるためにより誘客で売上げを上げて、黒字にできるように努めていきたいと思えます。

○成田副委員長 ほかにございませんか。田村委員。

○田村委員 道の駅の件だけでも、レストランを拡幅する予定というのはないのでしょうか。

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 委員おっしゃるとおり、増床というのはカフェ、面積の小さいカフェですけれども、レストラン的に増床する計画を持っていました。ただ、基本設計の段階でかなりの事業費に上るということで、改めて市長に相談した結果、指定管理料のきちんとした適正なものをはじいて、それで指定管理にしていってほしいというところが——増床をして指定管理料はゼロでいくよりは、指定管理料を適正な価格として支払う方向で考えていってもいいのではないかと、今の段階ではなっております。

○成田副委員長 田村委員。

○**田村委員** 1,000万円の売上げがあるかないかは分からないけれども、結構レストランが狭くて、お客さんをかなり逃がしているんだよな。だからそれをトータルすれば、1,000万円以上の売上げがあるんじゃないのかなと思うときもありますが、その辺適切によりしくお願いします。

○**成田副委員長** 7款についてほかにございませつか。笹本委員。

○**笹本委員** 134ページの再エネ水素利活用推進業務委託料で、水素ステーションの基本設計とお伺いしたんですけども、これは基本的にはかつのパワーが確保した電力の余剰分を使って水素をつくるという理解でよろしいんでしょうか。

それで、規模的にどんな、1か所でどの辺につくってとか、おおまかな構想について、つくった後に何台くらいの水素自動車を走らせてみるとか、そのあたり、ぼんやりと決まっているところを教えてください。

○**成田副委員長** 成田政策監。

○**成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長** エネルギー産業支援事業の水素のことなんですけれども、水素ステーションといいますか、谷内市民センターに太陽光パネルを設置いたしまして、そこで使われなかった余剰電力で水素をつくり、それで水素蓄電池のようなイメージで需要調整をしていくというのをまず始めたいということになっております。

それで、そのために採算が大事ですので、どの程度のパネルを設置すればいいのかというようなことも計算をした上で、国の補助金とかも活用した上で、きちんと採算が取れるかどうかという見通しが立ったところで令和6年度の事業化というほうに進みたいと考えております。

また、水素に関しましては、スタートは谷内市民センターですけれども、そのほかに将来的には、例えばかつのパワー向けの電気が余った場合、水素として貯めておいて、それをほかの公共施設で使うというような構想もございます。

○**成田副委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 次に136ページで、本会議のときにもEVを何台か購入して試験をしてみるというお話だったんですけども、具体的に、例えばどういうパラメーターでログを取っていったりということを考えているのか。例えば思い浮かぶのが、GPSをつけて、どの時間帯にどのくらい動いて、ステーションに行くためにこういうルートを通ってとか、そういったところを含めた分析まで考えているものなんでしょうか。

○**成田副委員長** 成田政策監。

○**成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長** このEVに関しましては、コムスという1人乗りのEVになるんですけども、データやログを取って詳細にコース検討をするとかそういうことではな

くて、まず、やはり鹿角みたいな雪が降るところでは、本当にこういう電気自動車が見えるのかどうかという不安もあるかと思っておりますので、まずはこの使用感といいますか、使い勝手を見ていきたいなというふうに考えております。

データというよりは、定性的な使い勝手というところをモニターとなっていただく事業者さんには報告していただければなと考えております。

○成田副委員長 笹本委員。

○笹本委員 同じようなことは、もう雪国で既にやられていないのかなということをちょっとまず思っ
て、もしやられているんだったら、そこを見てもう次の段階に進んでもいいんじゃないのかなという疑問があったので、そこをお願いします。

○成田副委員長 成田政策監。

○成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長 おっしゃるとおり、雪国でもこのコムスというのは実際に実験に使われているところもありまして、そういったデータに関してはコムスのメーカーであるトヨタ車体さんというところなんですけれども、いろいろと情報共有しながらやっていきたいなと思っております。

あと、使用感プラス鹿角にはあまりEVが走っておりませんし、コムスという1人乗りEVというのも鹿角で見るとはございませんので、そういった実際に小型EVが走っている姿というのを市民の方に見ていただいて、EVに関する意識を高めていきたいというところもごさいます。

○成田副委員長 笹本委員。

○笹本委員 そうすると、例えばですけれども、トヨタとEVとかそういったものに関する今後の連携みたいなところのデータの提供とか、そういうところも含めた取組であるという理解でしょうか。

○成田副委員長 成田政策監。

○成田産業活力課政策監 兼 産業戦略班長 はい、おっしゃるとおりです。

○成田副委員長 ほかにございませんか。田村委員。

○田村委員 136ページの指定管理料の件ですけれども、定期市場の指定管理料が上がっていますが、関善の組織状態は今どうなっていましたか。

○成田副委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 定期市場の指定管理料につきましては、若干増額になってはいますが、この増額の要因は、燃料の高騰、電気代の高騰の増額分であります。

現在の関善さんの組織体制でありますけれども、12月に前理事長さんが亡くなりまして、いろいろ我々も協議しながら関善さんと話し合いをしている最中のごさいます。今月の11日に理事会を

開きまして、新しい理事長など、正式な体制を整えると伺っております。11日以降に体制のほう
ははっきりしてくるものと思います。

○成田副委員長 田村委員。

○田村委員 組織が確立していないのに、解散するかもしれないかも分からないのに指定管理料を上げ
ているものだから、その辺どうなったのかな、オーケーになったのかなと思ってちょっと確認した
だけです。（「休憩をお願いします」の声あり）

○成田副委員長 暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

○

午後1時55分 再開

○成田副委員長 再開します。

そのほか7款について質疑ございましたら。笹本委員。

○笹本委員 142ページのインバウンドメディアプロモーション委託料497万8,000円とあるんです
が、T i k T o kによるプロモーションとあるんですけれども、それだけ聞くとなんか500万円近
くというのは高いなという印象なんです、もうちょっと詳細を教えてください。

○成田副委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 新たな市場を開拓するということで、動画による欧米
豪向けのプロモーションを展開するというので、この展開の内容ですけれども、市のほうで推し
ているヘリテージコンテンツ、4つの世界遺産とか、あと春夏秋冬の見どころなどを取材してもらっ
て、それを動画編集し、その動画を公開するといった一連の流れになっております。

撮影に必要な経費、あと海外向けのリリースもしますので、そのニュースリリースに関して、対
象国を絞って展開するんですけれども、そのリリースした際に質問などが、例えば英語ですとか、
そういったもので寄せられたときにもこの委託業者のほうで対応いただけるようなところを探し
ていきたいと思っております。プロポーザルを行う予定としております。

周辺情報のリサーチ関連など、一度動画を公開するだけではなくて、月に二、三回動画を公開し
て、その分析なども行いながら、どういったところに訴求力が高いかといった分析効果を検証しな
がら進めていくといった内容になっております。

○成田副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田副委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 先ほどの笹本委員からの、コムスに関して、その使用データをトヨタ車体と共有していくかという話で、「そうです」と成田が答えましたけれども、そのデータについてはこちらのほうで分析して、それをトヨタ車体さんに直接送って、そこから連携や何かコラボをしていくということはないんですが、この事業の取っかかりもアドバイザーをお願いしているトヨタエンタープライズの方の仲介もありまして、トヨタグループとのつながりはこの事業を通してそういうことを模索していけるという、そういうことは期待しております。

○成田副委員長 それでは、7款についてはこれで質疑を終了させていただきます。

委員長と交替いたします。

○児玉委員長 それでは、次に、8款土木費について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 158 ページぐらいで、一般家庭の断熱の補助を拡充するみたいなお話がちょっと出ていたかと思うんですけども、今もう既にリフォームとか断熱とか耐震とかで補助金ができますけれども、そこがどのように拡充されるのでしょうか。

○児玉委員長 小野寺主幹。

○小野寺都市整備課主幹 兼 建築住宅班長 4年度までの事業であれば、一般リフォームということで、対象世帯が限られておりまして、高齢者世帯もしくは18歳未満の子供がいる世帯に対してはこの補助金を使ってできておりましたけれども、それを5年度から全世帯に拡大すると、あとさらに今まで上限10万であったものを20万円まで上げるということで、そういった形で支援内容を大幅に拡充して行っていくというふうに予定しているところです。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 となると、今の補助金体系ってなんか1から5まであって、併用はできないという感じですけども、そこに関しては崩さずに利用者の年齢とかそういった部分の緩和と上限額の増加、この2点ということによろしいでしょうか。

○児玉委員長 小野寺主幹。

○小野寺都市整備課主幹 兼 建築住宅班長 おっしゃるとおり、そのような形での拡充ということになります。

○児玉委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 今の関連ですけども、この事業の補助金については、例えばほかの国とか県が行うような省エネの施策とはダブって大丈夫な施策ですか。

○児玉委員長 小野寺主幹。

○小野寺都市整備課主幹 兼 建築住宅班長 今回の補助金につきましては、国とか県の補助金との併用も想定して制度をつくっておりますので、両方使うということに関しては問題なく行えるようにはしております。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費及び11款2項公共土木施設災害復旧費について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○田村委員 1つ確認ですが、界橋ってどこですか。

○児玉委員長 目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 界橋は土深井と大館に架かる橋です。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 それと、市の管理の川のしゅんせつをやっぱりしてほしい部分が結構あると思っています。それが災害に結びつくこともあると思いますけれども、その辺の計画ってやっていますか。

○児玉委員長 目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 今年度は、道路や河川の災害復旧工事を主に実施しておりますが、河川のしゅんせつにつきましては、不動川の一部を年度内に行い、来年度も継続して実施したいと考えております。また、本市の管理河川が多いことから、各河川の土砂堆積状況を把握し、今後のしゅんせつ箇所の計画を立ててまいりたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 いずれ市の川だけでなく、県の管理の川も結構あると思いますけれども、砂利プラス草も生えてきて、それが大雨なんか来ればやっぱり災害に結びつくところが結構あるように見受けられますので、その辺計画を立ててよろしく願います。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 29 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 29 号中、当常任委員会所管の予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 33 号「令和 5 年度鹿角市上水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 予算書の 288 ページをお願いいたします。

議案第 33 号「令和 5 年度鹿角市上水道事業会計予算」です。

第 1 条、令和 5 年度鹿角市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

条文の主な内容についてご説明いたします。

第 3 条は収益的収支の予定額であります。次のページをお願いいたします。水道事業収益が 6 億 2,584 万 7,000 円、水道事業費用が 6 億 6,806 万 7,000 円であります。

第 4 条、資本的収支の予定額は、資本的収入が 1 億 7,026 万円、資本的支出が 4 億 1,761 万円となり、括弧書きにありますように、不足額は 2 億 4,735 万円となり、不足する財源は当年度の消費税調整額、過年度及び当年度の損益勘定留保資金に加え、減債積立金 1 億円で補填することとしております。

次のページをお願いいたします。

第 5 条、債務負担行為をすることができる事項等は、令和 5 年度水道給水装置等設備資金利子補給費補助金及びその損失補償を令和 10 年度までとしております。

次のページをお願いいたします。

第 6 条、企業債の目的等を表のとおり定め、限度額は、解体撤去事業は 430 万円、浄水施設整備事業は 5,670 万円、配水施設整備事業は 7,940 万円とし、利率は 6.5%以内としております。

次のページをお願いします。

第 10 条、他会計からの補助金は、統合簡易水道事業に係る企業債利息に対して 327 万 6,000 円、償還元金に対して 1,848 万 2,000 円、職員の児童手当に対して 57 万 6,000 円と定めます。

令和 5 年 2 月 24 日提出、鹿角市長。

ページ飛びまして、319 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の主な内容ですが、収入の 1 款 1 項 1 目給水収益は、有収水量 216 万 4,338 立米分の水道料金 5 億 3,515 万 4,000 円、次のページに移りまして、2 項 3 目長期前受金戻入 5,380

万7,000円は、補助事業等で整備した固定資産の減価償却費に対応する補助金相当分を計上しております。

4目雑収益のその他雑収益、説明欄の上から2番目、「下水道使用料等徴収事務費用負担金」1,581万2,000円は、公共下水道及び農業集落排水の各使用料を水道料金と併せて徴収を行っておりますことから、事務費用負担金として収入するものであります。

次のページをお願いいたします。

支出ですが、1款1項1目原水及び浄水費は、浄水場等の浄水施設に係る経費で、主な支出ですが、委託料として、「電気計装機器保守委託料」343万9,000円、「水質検査委託料」258万1,000円、「浄水場運転管理委託料」3,826万6,000円などであります。

また、次のページに移りまして、動力費として電気料5,510万4,000円、薬品費として2,085万7,000円を計上しております。

2目配水及び給水費は、配水施設の管理経費で、主な支出は、次のページに移りますが、委託料として、「漏水調査委託料」446万6,000円、修繕費として、「配水管漏水修繕費」750万円、検定満了による「メーター等取替修繕費」5,611万2,000円を計上しております。

次の324ページをお願いします。

3目受託工事費611万6,000円は、配水管更新工事等に伴う給水管の接続に要する工事費です。

4目総係費は、経營業務の経費で、主なものは、委託料として、「水道料金等徴収委託料」5,359万9,000円、「コンビニ収納代行委託料」101万2,000円などを計上しております。

327ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入の1款1項1目補償金856万3,000円は、県が実施する県道根瀬尾去沢線の改良工事などに関連した水道管の移設補償金です。

2項1目他会計補助金1,848万2,000円は、旧簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計からの補助金です。

3項1目企業債1億3,610万円は、浄水及び配水施設整備事業債です。

次のページをお願いいたします。

支出の1款1項2目浄水施設整備費の工事請負費5,676万円は、十和田浄水場ろ過池ろ材交換工事などの費用となります。

3目配水施設整備費の、次のページをお願いします。工事請負費8,658万1,000円は、消火栓新設工事3基分のほか、老朽配水管の更新工事が主な内容となっております。

4目他事業関連施設整備費935万円は、県道根瀬尾去沢線の改良工事などに関連した水道管移設

に要する費用となります。

なお、キャッシュフロー計算書や貸借対照表、損益計算書なども掲載しておりますので、後ほどご参照くださるようお願いいたします。

以上で議案第 33 号の説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○**田村委員** 1 つだけ教えてください。

323 ページの管路図作成委託料 643 万 5,000 円ですけれども、これは今までの鹿角市内の管路図ですか、それともこれから水道を引っ張るための新しい管路図ですか。

○**児玉委員長** 金澤技術監。

○**金澤上下水道課技術監 兼 上下水道班長** 今まで、もう出来ている管路図がありますので、それを毎年更新しています。データを書き換える、新しいものをまた今あるものに付け加える、あとは間違っているところを修正するとか、そういうものの委託です。毎年これは継続してやっています。

○**児玉委員長** 田村委員。

○**田村委員** なるほど。そうすれば、過去の使っていないところはもう抹消になっているわけですね。

○**児玉委員長** 金澤技術監。

○**金澤上下水道課技術監 兼 上下水道班長** はい、そういうものも修正いたしております。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 33 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 33 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 34 号「令和 5 年度鹿角市下水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 予算書の 331 ページをお願いします。

議案第 34 号「令和 5 年度鹿角市下水道事業会計予算」です。

第 1 条、令和 5 年度鹿角市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

条文の主な内容を説明いたします。

第 3 条、収益的収支の予定額は、下水道事業収益及び下水道事業費用ともに、8 億 8,646 万 9,000 円であります。

次のページをお願いいたします。

第 4 条、資本的収支の予定額は、資本的収入が 5 億 918 万円、資本的支出が 7 億 5,293 万 8,000 円であります。

次のページをお願いいたします。

第 5 条、債務負担行為をすることができる事項等は、令和 5 年度の公共下水道及び農業集落排水に係る水洗便所改造資金あっせん利子補給費補助金とその損失補償を令和 10 年度までとしております。

第 6 条、企業債の目的等は表のとおり定め、限度額は、下水道整備事業は 1 億 190 万円、資本費平準化は 1 億 5,640 万円とし、利率は 6.5%以内です。

次のページをお願いいたします。

第 10 条、他会計からの補助金は、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため一般会計から補助を受ける金額を 6 億 357 万 2,000 円と定めます。

令和 5 年 2 月 24 日提出、鹿角市長。

ページ飛びまして、363 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の主な内容ですが、収入の 1 款 1 項 1 目下水道等使用料は、本議会に上程しております公共下水道及び農業集落排水の令和 5 年 10 月請求分からの使用料改正を見込み、前年比 2,856 万 7,000 円増の 2 億 6,823 万 4,000 円と見込んでおります。

次のページに移りまして、2 項 2 目他会計補助金は、一般会計からの補助金で 4 億 829 万 8,000 円を計上しております。

3 目長期前受金戻入 1 億 9,518 万 7,000 円は、補助事業等で整備した固定資産の減価償却費に対応する補助金相当分を計上しております。

次のページをお願いします。

支出の 1 款 1 項 1 目管渠費は、公共下水道及び農業集落排水における管渠やマンホールなどの維持管理費に係る経費で、主なものは、委託料として、流域下水道への合流点などの水質検査 679 万 2,000 円、テレビカメラによる管渠調査費 886 万 6,000 円などであります。

次のページをお願いいたします。

2目ポンプ場費は、2か所の真空ステーションの維持管理に係る経費で、主なものは、「真空ステーション等保守管理委託料」です。

3目処理場費は、湯瀬及び農業集落排水3か所の処理場の維持管理に係る経費で、主なものは、「湯瀬浄化センター保守管理委託料」のほか、次のページに移りまして、動力費として1,033万6,000円などとなります。

5目業務費は、水道料金と併せて徴収しております下水道使用料及び農業集落排水使用料の料金徴収に係る負担金です。

次のページをお願いいたします。

7目流域下水道管理運営費負担金は、秋田県が運営する汚水最終処理場の維持管理費と県北地区広域汚泥資源化施設の負担金であります。昨年に比較し10.6%増の2億1,276万4,000円を計上しておりますが、これまでの流入汚水1立米当たりの単価が130円から145円に見直されることによるものです。

371ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入の1款1項1目国県支出金5,000万円は、社会資本整備総合交付金で、資本的支出の1款1項1目管渠建設改良費に充当するものです。

2目他会計補助金は、企業債の償還元金などに充当するための一般会計からの補助金です。

373ページをお願いいたします。

支出の1款1項1目管渠建設改良費ですが、主なものとして、「下水道管渠整備工事費」1億46万3,000円は、小豆沢地区の農業集落排水施設を公共下水道に接続するための下水道管の工事費用となります。なお、工事は令和8年度までの4年間を予定しております。

3目流域下水道鹿角処理区建設費負担金5,214万2,000円は、秋田県が運営する流域下水道施設の更新に係る費用の負担金となります。

次のページをお願いいたします。

2項1目投資その他の資産購入費の出資金100万円ではありますが、先の12月定例会でご可決いただきました、生活排水処理事業の運営に係る連携協約に基づき、令和5年度において秋田県及び県内全市町村が参画した広域補完組織を設立する予定ではありますが、その組織に対する出資金であります。

なお、キャッシュフロー計算書や貸借対照表、損益計算書なども掲載しておりますので、後ほどご参照くださるようお願いいたします。

以上で議案第 34 号の説明を終わります。

○児玉委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 34 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、議案第 34 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、5 陳情第 1 号「最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める陳情」について審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。田村委員。

○田村委員 願意妥当で採択でいいかと思えます。

○児玉委員長 皆さんいかがでしょうか。採択という意見が出ておりますが。（「同じです」の声あり）
笹本委員。

○笹本委員 個人的には、例えば時給 1,500 円以上必要とか、大幅なところでやると韓国なんかも失敗していますし、地域間格差を解消して全国一律というところも気持ちとしては分かるんですけども、実情に合っているのかという私はそうは思わないので、趣旨採択になるんですかね。

大きな枠組みとしては理解できるけれども、細かいところではちょっと納得しかねるところがあるなという見解です。

○児玉委員長 趣旨採択がいいのではないかという意見です。

そのほかございますか。丸岡委員。

○丸岡委員 私は採択でよろしいかと思えます。

○児玉委員長 採択がいいのではないかという意見。

それでは、本陳情を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○児玉委員長 4 人。挙手多数であります。

よって、5 陳情第 1 号を、採択すべきものと決します。

次に、5 陳情第 2 号「最低賃金の改善に当たり、中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」について審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。田村委員。

○田村委員 これも願意妥当だと思います。国のほうに意見書を提出したほうがいいと思いますので、採択でいいと思います。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 私は、これも先ほどの陳情に関連したものであるので、同じで趣旨採択が妥当かと思えます。

○児玉委員長 それでは、これより本陳情を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○児玉委員長 4 名。挙手多数であります。

よって、5 陳情第 2 号を、採択すべきものと決めます。

次に、継続審査としておりました、4 陳情第 13 号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」について審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。田村委員。

○田村委員 このような事業は民間主体でやるべきであって、行政はそれを応援していくという立場に立っていったほうがスムーズにいくと思いますので、この陳情に関しては不採択でいいと思います。

○児玉委員長 ほかの皆さんの意見を求めます。

〔発言者なし〕

○児玉委員長 ないようですので、これより採決いたします。

本陳情を不採択すべきものと決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、4 陳情第 13 号につきましては、不採択すべきものと決めます。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は、終了いたしました。

【案 件】 (2) その他

○児玉委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。北方課長。

○北方農地林務課長 本日も審議いただきました 11 款 1 項農業水産業施設災害復旧費の工事費に関

してですが、全国的な災害の発生により、令和4年度分の要望額よりも国からの配当が低くなったことを踏まえまして、今年度の工事を来年度当初に組替えをする必要が生じました。

また、労務単価が3月より5%上昇したこと及び資材等の高騰を反映し、工事費も増額となっておりますので、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算におきまして、それぞれ補正予算を議会最終日に上程する予定となっておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「農林業及び観光・商工業の振興について」並びに「都市施設の整備について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をしたいと思いますのでご了承願います。

【閉 会】

○児玉委員長 以上をもちまして、本日より予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

委員会は私ども任期満了となります。私も委員長の職を仰せつかりまして、この2年間、皆様からご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

市民のための行政だと、鹿角の発展のための施策だということを、ぜひこれからも実践していただいて、これからもまた皆さんと頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって産業建設常任委員会を閉会いたします。

なお、13日の会議は休会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時31分 閉会